

1 出席議員及び欠席議員

出席議員(13名)

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員(なし)

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	橋 本 芳 朗 君	健康福祉課長	中 島 健 司 君
住 民 課 長	片 岡 兼 男 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	三 浦 高 雄 君	消 防 主 任	小 谷 好 廣 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	教育次長兼 生涯学習課長	多 賀 清 隆 君
学校教育課長	桐 山 浩 治 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	高 橋 怜 奈		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第1号 専決処分の報告について

日程第3 報告第2号 専決処分の報告について

日程第4 議 第27号 平成25年度垂井町一般会計予算

議 第28号 平成25年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議 第29号 平成25年度垂井町簡易水道特別会計予算

- 議第30号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計予算
- 議第31号 平成25年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算
- 議第32号 平成25年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
- 議第33号 平成25年度垂井町介護保険特別会計予算
- 議第34号 平成25年度不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計予算
- 議第35号 平成25年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第36号 平成25年度垂井町水道事業会計予算
- 日程第5 議第1号 垂井町民栄誉賞条例の制定について
- 議第2号 垂井町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 議第3号 垂井町指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議第4号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議第5号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議第6号 垂井町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 議第7号 垂井町移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 議第8号 垂井町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 議第9号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について
- 議第10号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
- 議第11号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議第12号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
- 議第13号 垂井町障害児通園施設設備及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第14号 垂井町一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正について
- 議第15号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第16号 垂井町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議第17号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 議第18号 垂井町都市公園条例の一部改正について
- 議第19号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第20号 垂井町下水道条例の一部改正について
- 議第21号 垂井町消防団員等公務災害補償条例等の一部改正について

- 議第22号 垂井町水道事業給水条例及び垂井町簡易水道給水条例の一部改正について
- 議第23号 垂井町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例及び垂井町国民健康保険高額医療費資金貸付条例の廃止について
- 議第24号 不破郡障害者自立支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 議第25号 町道路線の認定について
- 議第26号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第6 議第37号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第7 議第38号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議第39号 平成24年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第40号 平成24年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第41号 平成24年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

## 5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時 01 分 開会

議長（広瀬文典君） これより平成25年第 1 回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から22日までの18日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承を願います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第106条の規定により、11番 丹羽豊次君、12番 小林敏美君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

#### 日程第 1 諸般の報告

議長（広瀬文典君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情 1 件及び検査結果の報告がありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

#### 日程第 2 報告第 1 号 専決処分の報告について

議長（広瀬文典君） 日程第 2、報告第 1 号 専決処分の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、報告第 1 号 専決処分の報告について提案理由を御説明申し上げます。

平成24年12月 7 日、西美濃農業協同組合垂井支店駐車場において、町有自動車が駐車中の相手方自動車に接触し破損させた事故について、平成25年 1 月 7 日、地方自治法第180条第 1 項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

細部につきましては、産業課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 私のほうからは、ただいま上程されました報告第1号 専決処分の報告につきまして、補足説明をさせていただきます。

去る平成24年12月7日午後0時45分ごろでございますが、垂井町東神田二丁目98番地、西美濃農業協同組合垂井支店の駐車場におきまして、JA垂井支店での打ち合わせ終了後、帰庁しようとしてJA垂井支店駐車場に停車してありました公用車に乗り帰ろうとしたところ、前方が狭かったため切り返して出ようとしたところ、公用車の後方左部分と後ろに停車してありました相手方の軽自動車の前右部分が接触した事故でございます。幸いにも人身事故には至らなかったわけでございますけれども、平成25年1月25日に示談が成立しまして、額が確定し、11万8,806円といたしまして保険の手続きが必要となりましたので、同日付で地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分の指定に基づきまして専決処分をいたしましたので、第2条の規定により、議会に報告するものでございます。

今後とも安全運転に対しましては注意を喚起いたしましてまいる所存でございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって報告を終わります。

### 日程第3 報告第2号 専決処分の報告について

議長（広瀬文典君） 日程第3、報告第2号 専決処分の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 報告第2号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

平成24年12月27日、町内の老人福祉施設において、町有自動車が敷地内に干してあったブラインドに乗り上げ破損させた事故について、平成25年1月25日、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

細部につきましては、企画調整課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

先ほどの件と今回の件、専決処分、事故等が続いております。また、昨年来より事故が非常に続いておりまして大変申しわけなく思いますが、今後とも職員等にはしっかりと事故対策に

当たるように意識啓発を図ることをしっかりとまた努めてまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） ただいま上程されました報告第2号 専決処分の報告について補足説明をさせていただきます。

昨年来、議会からも再三にわたりまして注意されておりながら、本日、この報告に至りましたことをまずもっておわび申し上げたいと思います。まことに申しわけございませんでした。

まず初めに、事故の発生状況について御説明申し上げます。

毎月発行の広報につきまして、月末の前日に職員を通じて、そしてまた手の回らない箇所といますか、事業所等につきまして、私ども係員2名が、数にして37カ所分を公用車で毎月配達をいたしておるところでございます。

そこで、去る昨年の12月27日、御用納めの前日でございますが、午前11時30分ごろになりますけれども、宮代の尾登にございます博愛長寿苑美濃里へお届けに上がりました。南の入り口から玄関口へ進入しようとした際、コンクリート塀沿いの地面に干してございましたブラインドに気づかず、公用車にて乗り上げて破損をさせたというものでございます。この日は天気もよく、美濃里さんでは、年末を控え大掃除をされておりました。1階事務所のブラインドを職員の方が玄関の脇地面で洗浄されておまして、その場を離れられたすきにちょうど差しかったということでございます。私もすぐさまその一報を受けまして、係員と同行し、施設長さんに謝罪をさせていただいたところでございます。

相手方の損害額でございますが、ブラインド一式5万400円で、過失割合と損害賠償額につきましては、事故発生状況に基づき双方協議の結果、当方が100%として相手方損害額に対し全額支払うため、去る1月25日になりますけれども、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をさせていただきました。本議会に報告をさせていただくものでございます。

今回の事故によりまして損害を与えましたことを深く反省し、今後はこのような不始末を繰り返さないよう安全運転に心がけ業務に当たる所存でございますので、何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 今、報告事項で2件があったわけですが、損害賠償の額を定めることについて、今年度これで6件目ですか。その中で、駐車場の中での事故が美濃里さんを入れますと4件だと思っております。そのような形で通ってきて、駐車場の中でこうして事故を

されるということは、やはり職員の方の落ちつきがないというか、えらい慌てて入られたと、そんなような形になると思うんですけど、そんな形で、町長も先ほど陳謝されておりますが、やはり職員に交通安全等々十二分に徹底していただきたいと、このように思っておりますし、また企画調整課は、町民の皆さんに交通安全を指導される課の職員です。そのような職員がこうして事故をされるということは本当に申しわけないと、このように私は思うんです。

それで、職員に対してどのようなてんまつをされたのか、その辺と、今後職員に対して、交通事故等々の防止策をどのようにされるのか、ちょっとお尋ねしておきます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 私、垂井町役場の交通安全運転管理責任者を仰せつかっております、昨年度来、非常に事故が多かったことを本当に残念でなりませんし、非常に申しわけなく思っております。交通事故のたびには、それぞれ各課長を通じて交通安全についてはお願いしておるわけでございますけれども、やはり後を絶たないという残念な結果に終わってしまいました。今後も交通事故等につきましては、十分各職員に指導を図ってまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

今、丹羽議員のほうから御質問がございました。こうした交通事故を起こした職員の処分についてでございますが、地方公務員の場合、処分につきましては、御存じのように、懲戒処分という処分がございます。停職、休職、それから免職等でございます。じゃあ、この交通事故がこういった懲戒処分に値するののかということ、交通事故の場合は、悪質な運転、丹羽議員も御存じかと思えますけれども、そういった悪質の交通事故につきましては、地方公務員法並びに垂井町職員による自動車事故等取扱規定によりまして処分を科すことになっておりますけれども、昨年来続いております事故等につきましては、悪質、あるいは非違行為のあった交通違反等もございません。そうしたことから、そういった懲戒処分の対象には当たらないわけでございますが、しかしながら、事故という範疇の中で、公務員たる信用を失墜させたことについては間違いございません。そういった観点からは、別の方法でもって規定があるわけでございますが、管理課長、それから担当者、それから事故の当事者でございますが、そちらに対し、嚴重注意を図りながら注意喚起を図っておるところでございます。そういったことで御理解をいただきたいと存じます。今後も交通事故等につきましては、私、交通安全管理者でございます。徹底して事故のないよう働きかけてまいりたいと存じますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

- 日程第 4 議第27号 平成25年度垂井町一般会計予算  
議第28号 平成25年度垂井町国民健康保険特別会計予算  
議第29号 平成25年度垂井町簡易水道特別会計予算  
議第30号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計予算  
議第31号 平成25年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算  
議第32号 平成25年度不破郡介護認定審査会特別会計予算  
議第33号 平成25年度垂井町介護保険特別会計予算  
議第34号 平成25年度不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計予算  
議第35号 平成25年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算  
議第36号 平成25年度垂井町水道事業会計予算

議長（広瀬文典君） 日程第 4、議第27号 平成25年度垂井町一般会計予算から議第36号 平成25年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 平成25年第 1 回垂井町議会定例会が開会し、新年度の当初予算案を初めとする関連諸議案を御審議いただくに当たり、施政に対する私の所信の一端と主な施策の概要を申し述べさせていただきたいと存じます。

今から 5 年前、多くの方々のお力添えをいただきながら、本町の指針となる垂井町第 5 次総合計画を策定し、「やさしさと活気あふれる快適環境都市」を町の将来像としたこの計画に沿って、諸施策に誠心誠意取り組んでまいりました。改めてこれまでの達成状況を振り返ってみますと、それぞれの施策は、1 つ、また 1 つと芽を出し、花を咲かせようとしております。今ここに計画の折り返し点に立ち、より一層気持ちを引き締め、後期基本計画の目標達成に向け、さらに邁進してまいります。

さて、東日本大震災から 2 年がたとうとする今もなお、被災地では多くの人々の手によって復興のための取り組みが進められております。私たちは、震災の記憶と被災地からの教訓を忘れることなく、これまでの暮らし方や価値観などをもう一度見直し、真に持続可能な地域社会をつくっていかねばなりません。

一方で、少子・高齢が確実に進んでいる社会にあって、私たちは今まで経験したことのない人口減少社会を生きていかねばなりません。社会構造も大きく変わり、底辺を支える若年層が減少し、高齢化率が上昇する中でどのように社会保障を支えていくのか。国・県においても地方分権が大きく進められており、今までのお任せといった意識から、真に自立するための意識への変革が求められております。日ごろから私たち一人一人が自分たちのまちは自分たちの手でという意識を持ち、地区のコミュニケーションを大切にし、有事には地区で手を取り合

い、住民、議会、行政が協働で地区を盛り上げていくことこそが地域のきずなを強め、持続可能な地域社会が形成されるものと考えます。

こういった社会的課題への対応や、これからの地域のあり方を考える中で、これまで協働のまちづくりの仕組みづくりに鋭意取り組んでまいりましたが、先般、町内7地区に「地区まちづくり協議会」が立ち上がりました。今後は、この地区まちづくり協議会を各地区の主体的、中心的組織として位置づけ、恒常的な連携を図り、ともにまちづくりを進展させていく所存であります。

また、「誰もが安心して子どもを産み、育てることができるまち」を計画の目標に掲げ、そのまちづくりの取り組みの一つとして幼保一元化を推進してまいりましたが、このたび4月から、東地区において、本町で初めてとなる幼保一元化施設「垂井東こども園」が開園いたします。この垂井東こども園は保育所、幼稚園の機能に加え、子育て支援センター、ことばの教室、地域との交流スペースの機能を設けることで、子育て家庭と地域とのつながりを促進し、家庭や地域の教育力、子育て力の向上に努めてまいります。

一方、昨年12月供用開始いたしましたエコドームですが、来場者数、資源物の持ち込み量は想定以上で、住民の環境問題への関心の高さをあらわしていると感じています。新年度においてエコパークとして整備を進め、環境への関心を高めるため総合的な施設として運営し、この状況を一過性のものとせず、リサイクル社会の構築、推進を今後も目指してまいります。

さて、経済情勢に目を向けますと、世界経済は、欧州債務危機以降、いまだ不安定な状況にあり、アジアにおいては、タイの大規模洪水や尖閣諸島をめぐる中国との摩擦により、我が国の産業にも大きな影響を及ぼしました。

日本国内においては、先ほども述べましたように、本格的な少子・高齢化社会に突入し、そしてデフレによる経済の低迷、東日本大震災の影響、また国政における与野党のねじれによる決められない政治体制などから、社会には強い閉塞感が漂っています。

こうした中、昨年末には衆議院議員総選挙が行われ、新しい政権が誕生いたしました。新政権では、緊急経済対策を柱とする平成24年度補正予算に続き、景気回復を目指す新年度予算案が閣議決定され、日本経済の再生に向けた取り組みが行われようとしております。

一方、県においては、緊急財政再建期間と位置づけられた3年間の「行財政改革アクションプラン」が平成24年度で終了し、その改善に向けた取り組みの結果、県の財政状況は改善の方向に向かっているというものの、税と社会保障制度のあり方を初め、国政等の先行きを見通すことが困難な状況にあって、平成25年度以降も依然厳しい状況にあると言わざるを得ません。

地方自治体において、このような状況を踏まえ、情勢の変化に的確に対応し、力強く前へ進むことができる持続可能な活力が求められております。限られた行政資源で住民サービスを推進するために、選択と集中のもと、効率的で質の高い行政運営に努めてまいります。

それでは、平成25年度予算につきまして御説明させていただきます。

一般会計79億8,000万円、国民健康保険特別会計30億5,700万円、簡易水道特別会計4,570万

円、公共下水道事業特別会計 7 億3,400万円、農業集落排水事業特別会計3,100万円、不破郡介護認定審査会特別会計1,400万円、介護保険特別会計18億9,000万円、不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計107万円、後期高齢者医療特別会計 2 億8,700万円、水道事業会計 8 億6,400万円、合計149億377万円とするものであります。

歳入予算につきましては、依然として厳しい経済状況の中、町税収入を前年度当初比0.8%減の36億5,395万6,000円とし、うち町民税は4.8%減の15億5,047万3,000円を見込みました。一般会計規模は、前年度当初と比較し 2 億7,000万円の減額となります。国庫支出金、県支出金の減少により、財政調整基金など基金の取り崩し、町債の発行により収支の均衡を図った次第であります。

予算編成に当たりましては、前期基本計画の評価に基づく課題を踏まえた上で、各事業の目的を明確にし、問題点を意識し、次年度の計画に対処するという行政評価の視点、いわゆる P D C A サイクル手法の活用を念頭に置き編成いたしましたものであります。

それでは、予算の概要について、第 5 次総合計画の体系に沿って重要施策を御説明申し上げます。

重要施策の第 1 は、「安全・安心のまちづくり」であります。

犯罪や災害発生時に迅速な対応ができる防犯体制、防災体制を構築します。また、交通事故や犯罪、災害に対する意識を向上させ、地域が主体となった自主防犯、自主防災活動などを促進します。

まず、交通安全につきましては、街頭啓発などさまざまな交通安全啓発活動を実施しておりますが、特に交通弱者と言われる子供やお年寄りの交通安全意識の向上を図ってまいります。同時に、交通安全団体等との連携強化、さらにカーブミラー、ガードレール、回転灯、防護柵設置など、交通安全の環境づくりに努めてまいります。

次に、防犯につきましては、交通安全と同様に、子供やお年寄りを対象とした犯罪が増加する傾向にあるため、警察、行政、学校などの連携を密にし、情報共有を図りながら取り組んでまいります。また、防犯灯、防犯カメラの設置や管理など防犯施設の整備に努めます。

消防・防災につきましては、東日本大震災、台風など、さまざまな災害の発生により、安全・安心に対する関心は高まってきております。また、新たな原子力災害対策につきましては、より一層、国・県との連携を密にし、検討することが必要となります。さらに、住民の生命と財産を守ることが使命でもあります職員に対し、意識の啓発・訓練を行うとともに、各自主防災組織の防災資機材の購入の補助を引き続き実施してまいります。

また、災害情報の伝達につきましては、緊急エリアメール、防災行政無線のメール配信及びテレホンサービスの充実を図ってまいります。

防災体制の根幹をなす消防力の強化につきましては、消防ポンプ自動車の更新、消火栓の新設、改修を進めるほか、現状の防災行政無線の保守整備を行いながら、デジタル化に向けての整備計画を進めてまいります。

重要施策の第2は、「教育・生涯学習・文化のまちづくり」であります。

ふるさとに愛着を持てる教育を行うとともに、町の伝統文化を後世に継承するための施策を展開してまいります。また、誰もが気軽に学習やスポーツに取り組み、楽しく暮らしていけるよう、機会の場の提供を図ってまいります。

まず、学校教育につきましては、人命・人権の尊重を基盤とした知・徳・体の調和を大切にした学校づくりから確かな学力の向上と豊かな心、健やかな体の育成に励んでまいります。

幼稚園、小学校、中学校の連携をより充実させ、教育環境の整備に努めると同時に、地域の特性を生かした教育、地域とのかかわりの大切さを身につける機会を整えてまいります。国際化社会に対応できる人材の育成のため、まず英語教育の推進に努めてまいります。小学校に英語講師を任用、中学校においては、英語指導助手により英語教育環境の整備を進めています。また、外国人の児童・生徒に日本語の理解を深めてもらい、充実した日常生活が送れるよう日本語適応講師の設置を継続いたします。さらに、個々のニーズに応じた個別支援の重要性から、専門的知識を持った個別支援講師を引き続き配置いたします。子供や保護者に対するカウンセリング体制の充実、教職員の教育相談力を高めていけるようスクールアドバイザーを配置、新たに特別支援教育指導員、幼児教育指導員を配置し、体制の充実に努めてまいります。

教育環境の整備につきましては、学校給食センター設備改善事業を継続して取り組んでまいります。

青少年育成につきましては、健全な環境の中で、青少年が積極的に活動に参加できる環境整備に取り組んでまいります。

生涯学習につきましては、学ぶ機会を得て、生きがいを見つけ、楽しく暮らしていけるよう社会教育事業、芸術・文化活動事業の充実を図り、利用しやすい生涯学習環境の整備に努めてまいります。また、偏見や差別のない社会を目指し、男女共同参画社会の推進、人権意識の高揚、多文化共生社会の推進に努めてまいります。また、今月11日から第23回目となるカナダ・カルガリー市へ中学生の派遣事業を実施しますが、今後もこれを継続し実施いたします。

生涯スポーツにつきましては、スポーツに親しみ、みずから進んで心身の健康づくりができるよう、環境づくりに努めてまいります。スポーツ施設の整備はもとより、関係団体等と連携を図りながら、スポーツ活動の推進に取り組んでまいります。

文化の振興につきましては、地域に愛着と誇りを持てる伝統文化が継承されるよう、文化財の整備と継承活動の支援を図ってまいります。一里塚玉垣等復旧工事や文化財施設の改修工事の補助を行うほか、美濃国府跡保存管理計画策定事業や、本年より歴史的建造物調査を実施し、町内の貴重な資源・資産を後世に残す一助としたいと考えております。

重要施策の第3は、「子育て・健康・福祉のまちづくり」であります。

安心して子供を産み、育てられるよう、子育て支援に努めてまいります。また、地域で支え合い、高齢者や障がい者のみならず、誰もが健康で生きがいを持って安心して生活できる社会を形成してまいります。

本年4月、垂井東こども園の開園を機に、垂井町は幼保一元化の体制による運営形態となります。さらに、垂井こども園の開設に向け、金福地地内の用地開発に伴う道路認定を上程し、着実に施設整備に取り組んでまいります。国の省庁の縦割り行政の垣根、限界を子供たちのために取り払い、子供たちが生き生きと活動し、夢を育てるよう、計画に基づき、順次、こども園の設置、開設に向け取り組んでまいります。また、親が安心して子供を産み育てることができる環境づくりのため、子育て支援センター事業、一時保育事業、子育てサロン事業など継続した子育て支援事業に取り組んでまいります。留守家庭児童教室事業につきましては、引き続き利用者の利便性、環境の整備を図ってまいります。さらに、児童手当の支給、マタニティマークの普及、啓発、虐待防止体制の整備の強化に取り組み、健全な子育て環境の整備づくりに努めてまいります。

次に、健康・医療の推進につきましては、全町民が健康に暮らし、適切な医療を受けることができるよう、健康づくり事業、疾病予防対策事業を推進し、健康増進を図るとともに医療機関と連携し、地域医療体制の充実に努めてまいります。

疾病予防対策の推進としまして、安心して妊娠、出産ができるよう、妊婦健診、妊婦歯科健診、不妊治療の助成を行う母子衛生事業、各種ワクチン接種の助成措置を含めた各種予防対策事業、さらに乳幼児健康診査、特定健康診査、ぎふ・すこやか健康診査等の推進に努めてまいります。特に、本年より受診率のアップを目指し、土曜日にがん検診の実施を計画いたしました。また、福祉医療の助成も引き続き行い、国民健康保険につきましては、健全財政を堅持するため税率を改定し、引き上げをお願いいたします。なお、これと同時に医療費削減に効果的な保健事業に尽力し、制度の安定に向け努めてまいります。

高齢福祉につきましては、高齢者が生きがいを持ち、安心して生活することができる環境の整備に努めてまいります。高齢化が進む中、介護や支援を必要とする人は増加しています。必要な人に必要な支援が届くよう計画的に取り組んでまいります。さらに、生きがい対策の推進、住みなれた地域で生活できるよう、在宅支援の充実に努めてまいります。

介護保険につきましても、今後も保険給付費の増加が見込まれるところですが、健全運営の推進に当たってまいります。

障がい福祉につきましては、障がい者が自立し、地域住民とともに社会の一員として地域で生活できる環境の整備に努めてまいります。そのため、活動の場、交流の場、就労の場の確保を図ってまいります。また、障害者自立支援介護給付サービス等による在宅支援、介護者の支援の充実に努めてまいります。

地域福祉につきましては、地域で支え合い、誰もが安心して生活できるよう福祉意識の高揚に努め、支え合いの環境づくりを進めてまいります。自立した協働のまちの実現に向け、行政、社会福祉協議会、ボランティア団体、民生委員などと連携強化を図り、必要な情報と的確なサービスが提供できるよう福祉ネットワークづくりに努めてまいります。また、道路、公共施設などにおけるバリアフリー化を推進してまいります。

重要施策の第4は、「地域環境のまちづくり」であります。

恵まれた自然環境を保全するため、環境に配慮した施策を行ってまいります。そして、ごみの減量化やリサイクルを推進し、環境負荷の少ない循環型社会を形成してまいります。

自然環境につきましては、垂井町の豊かな自然の継承が求められます。環境に対する問題意識を高め、環境教育を推進し、意識の高揚を図り、地域ぐるみによる環境保全の体制づくりを推進して、環境の負荷が少なくなる取り組みを行ってまいります。環境と共生する循環型社会の形成を目指して、住宅用太陽光発電システムの設置助成を引き続き行い、また地域ぐるみの環境美化デーの取り組みも継続いたします。

環境衛生につきましては、環境に配慮した意識の定着と循環型社会の形成を目指し、リデュース、リユース、リサイクルの取り組みを推進してまいります。昨年、供用開始いたしましたエコドームが、ごみの減量化、リサイクル社会の構築の足がかりとなっていくよう諸施策を推進してまいります。そして、この問題意識の定着が、クリーンセンターの施設の延命化を図っていく重要なポイントとなると認識しております。

また、下水道整備未認可区域での合併処理浄化槽設置に対する助成につきましても、引き続き予算措置を講じたところであります。

重要施策の第5は、「産業・交流」であります。

住民や関係機関と連携を図りながら、恵まれた自然環境や歴史資源を有効に活用し、魅力ある産業の振興を推進してまいります。また、地の利を生かした魅力ある環境のもと企業誘致を行い、誰もが安心して働くことができるまちをつくってまいります。

まず、農林業につきましては、集落営農の確立により、地域ぐるみで農業が守られ、良質な農林畜産物を供給し、町内で消費されていく環境の整備に引き続き努めてまいります。農業者の高齢化による担い手の育成・確保がまず大切であり、さらに安定した農業経営のため、収益性の高い農業推進が求められます。そのための環境整備に努め、各種の支援事業、交付金事業を継続してまいります。

また、経営体育成基盤整備事業（栗原地区の圃場整備事業）の促進や有害鳥獣対策、ため池整備により防災対策も実施してまいります。適正な森林整備につきましては、造林事業、緩衝帯の整備実施、団地間伐事業の促進により山林の持つ多面的機能の復元に取り組んでまいります。

観光の推進につきましては、行政と住民が一体となり、観光の振興に取り組むことを念頭に関係機関との連携強化を図ってまいります。新たに菩提山城跡整備を行うと同時に、本年「岐阜の宝もの」に認定された中山道垂井宿の魅力を発信できるようワークショップ事業を進めます。さらに、既存の観光資源の整備、PR活動に努めてまいりたいと思います。また、交流事業の促進とイベントによる活性化を図る目的で、本年も「ふれあい垂井ピア2013」を開催してまいります。

工業につきましては、企業が進出しやすい基盤整備のため、引き続き離れ山周辺開発事業に

積極的に取り組んでまいります。あわせて、既存企業の育成に努めるよう工場等設置奨励金の予算措置をいたしました。

商業につきましては、活性化してにぎわいがある商業展開が形成されるよう商工会と連携し、魅力と活力のある店舗づくり対策に努めてまいります。このため、プレミアム商品券の発行補助事業を継続し、新たに住宅リフォーム促進事業の支援を地域振興券を活用して行ってまいります。

勤労者につきましては、安心して働ける環境の整備が求められており、離職された勤労者への支援、雇用の安定、再雇用の促進を図る事業に取り組んでまいります。

重要施策の第6は、「都市基盤」であります。

道路や公園、上下水道など都市基盤を整備し、安全で快適な住環境を提供してまいります。また、住民との連携により、地域の特性を生かし、ユニバーサルデザインに配慮した都市基盤の整備を行ってまいります。

道路網の整備につきましては、住民と行政が連携して安全な道路が確保されることを目指し、土地利用の方針に基づき整備し、便利さと、ゆとりのある道路環境に努めます。本年は、道路交通網の整備として、新設改良17事業、路側改良5事業、舗装改良3事業、舗装路面調査測量16路線を実施してまいります。また、国道21号線4車線化の推進につきましては、引き続き要望活動を実施してまいります。また、当町の発展に大きく寄与すると考えられる養老サービスエリア、スマートインターチェンジ開設のための地区協議会にも積極的にかかわってまいります。

河川・治水につきましては、総合的な治水対策により災害に強いまちをつくることを目指し、関係機関に働きかけ危険箇所を整備し、地域の特性を生かした自然に優しい河川の整備に努めてまいります。

公園につきましては、誰もが楽しみながら健康増進を図ることができるスペースとして利用しやすい整備に努めます。相川児童公園におきましては、ワークショップによりいただいた意見を取り入れ、利用者の声を生かした公園づくりに取り組んでまいります。

市街地形成につきましては、誰もが住みたくなる住環境を目指し、安心して住むことのできる環境を整備していきます。町都市計画基礎調査業務を行い、将来に向けた計画的な土地利用を推進し、安全で快適な市街地整備を行ってまいります。

上下水道の整備につきましては、上水道等により安全で安定した水を供給し、下水道により快適な生活環境を整備することに努めてまいります。上水道では、相川左岸系の整備事業を引き続き推進してまいります。また、下水道事業においては、管網整備のほか、浄化センター、農業集落排水処理施設の適正な維持管理に努めてまいります。

公共交通につきましては、利用しやすい公共交通機関の確保に向け、JR東海を初め、関係機関に利用者の利便性の向上を働きかけてまいります。また、巡回バスの運行につきましては、利用者の声をよく聞き、経路の見直しなど検討しながら、町民の足としての役割を果たしてま

いります。

重要施策の第7は、「協働のまちづくり」であります。

地方自治法では、地方自治の本質的意義、または、あるべき地方自治の存在意義を「地方自治の本旨」という言葉であらわしています。地方自治の主人公である住民を主体とする住民自治と、地方公共団体が国から独立して存在し、政治・行政を実施運営する自治を団体自治と考え、それぞれが独立することなく、相補い合いながら共存するところに真の地方自治が存在すると言われております。

本町におきましては、自主自立した協働のまちづくりの実現に向け、地区まちづくり協議会が設立されました。まさに住民自治の趣旨にあり、今後この協議会と連携をとりながら住みよい地域づくりに取り組んでいくことが地方自治の本旨そのものにほかならないと考えております。

地域活動につきましては、地域が活発なコミュニティー活動を展開するよう、活動の支援や環境の整備に努めてまいります。

地域活動の支援では、自治会の加入の推進と自治会活動に対する助成を行い、集会所設置等への助成も行ってまいります。

広報・情報公開・公聴につきましては、住民と行政が情報を共有することが必要であり、その仕組みづくりの整備に努めてまいります。親しまれる広報紙の発行とホームページの充実を図ってまいります。また、公聴機能の充実に向け、パブリック・コメント、ワークショップ手法などを積極的に活用していきたいと思っております。

重要施策の第8は、「行財政運営」であります。

複雑化、多様化する住民ニーズに対応するため、柔軟で効率的な行政運営、計画的な財政運営に努め、質の高い行政サービスを提供できるよう、職員の育成や組織の機能強化に取り組んでまいります。

さらに、成果重視の行政に転換していけるよう、評価システムと連動した仕組みづくりに努め、不断の行財政改革に取り組んでまいります。役場庁舎を初めとします公共施設の老朽化等への対応につきましては、財政運営上の課題の一つであります。本年度より取り組みました施設カルテをもとに、施設改修等に要する概算費用調査業務を新たに予算計上し、施設維持管理計画を策定する中で健全な財政運営が維持できますよう取り組んでまいります。

以上、平成25年度を迎えるに当たりまして、町政運営の基本的な考え方と主な施策の概要を申し述べさせていただきました。

冒頭にも申し上げましたが、平成25年度は垂井町第5次総合計画後期基本計画のスタートの年となります。これまで町民の皆様の御理解と御協力をいただきながら進めてまいりました前期基本計画における成果や課題をしっかりと引き継ぐとともに、新たに創設した施策に積極的に取り組むことで、垂井町に住んでみたい、住み続けたいと思っていただけるような、元気で魅力あるまちづくりを推進してまいります。また、施策を効果的に展開するためにも、町民と

行政が一体となって考え、行動し、実践する協働のまちづくりを一層押し進めてまいりますので、町民の皆様を初め、議員各位の一層の御理解と御協力をお願い申し上げまして、平成25年度の施政方針とさせていただきます。

なお、議第27号から議第36号までの平成25年度予算の細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分なる御審議の上、御賛同を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは、私のほうから議第27号 平成25年度垂井町一般会計予算について説明をさせていただきますが、同時にお配りしてございます垂井町の予算資料並びに垂井町の予算主要事業概要でございますが、お目通しをいただきたいと存じます。

それでは、平成25年度垂井町一般会計予算につきまして、議案に基づきまして説明をさせていただきます。

1ページでございます。

歳入歳出予算でございますが、第1条でございます。平成25年度垂井町一般会計の予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79億8,000万円とするものでございます。

第2項でございますが、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算」によることとしております。

主にそちらのほうでもって説明をさせていただきます。

まず歳出でございますが、5ページから順に説明をさせていただきます。

款1 議会費、項1 議会費、金額でございますが1億118万4,000円の予算とさせていただいたものでございます。

次に、款2 総務費、項1 総務管理費でございますが6億832万7,000円でございます。特にこの総務管理費につきましては、管理しておる範囲が非常に広うございまして、特別職の報酬、あるいは総務課、企画調整課、会計職員等の人件費も入っております。それから、役場に勤めております臨時等の事務職員の賃金もこの総務管理費で管理しております。またそのほかに、庁舎及び普通財産の維持管理、あるいは電算管理に要する経費、それから総合計画の推進、まちづくり、統計調査、防災、交通安全といった数々の事業に取り組んでおるところでございますが、とりわけ来年度の主なものとしたしましては、今、町長の所信表明にもございましたように、協働のまちづくりのための地区まちづくり協議会の交付金に1,500万円、それから災害時のメール配信も予算計上したところでございます。それと、公共施設等の老朽化が進んでまいりまして、本年度の予算におきましても、特に公共施設の老朽化に対応する改修工事費が非常に大きなウエートを占めておるといった現状でございます。そういったことから、かねてか

ら公共施設台帳の整備を図っておるところでございますが、それら公共施設の改修のために係る費用でございますが、その概算費用の調査をするための経費400万円でございますが、計上させていただきましたのとあわせまして、特に、かねてから心配をしておりました庁舎問題もでございますが、とりわけこの庁舎の空調設備が抜き差しならぬ状態でございますが、いつ壊れてもおかしくない、特に冷房機能のほうに重点を置かせていただきまして、空調設備の改修に要する経費も計上させていただきました。2,600万ほどでございます。ターボ冷凍機の交換でございます。そういった経費に6億832万7,000円でございます。

続きまして、項2の徴税費でございますが、こちらにつきましては、徴税の徴収等に要する経費でございます。金額につきましては1億2,222万8,000円でございます。

次に、項3の戸籍住民基本台帳費でございます。金額につきましては、前年度と比較いたしまして1,249万7,000円の減額の3,508万円でございますが、この減額の理由につきましては、前年度につきましては、住民基本台帳法の改正に伴います住基システムの改変の経費があったわけでございますが、そちらが終了したということでございますが、しかしながら、新たに戸籍の副本データの管理システムの構築の経費175万1,000円を計上したものでございますが、これにつきましては、東日本大震災によりまして、多くの戸籍が滅失いたしまして、その再生が非常に困難をきわめているという状態でございますが、その戸籍の副本をつくりまして、ある一定のデータセンターの中で副本データを管理していくものでございます。

次に、項4選挙費でございます。1,070万1,000円の計上でございますが、特に来年度につきましては、参議院議員選挙の執行が予定をされておりまして、そちらの経費に1,043万4,000円を計上いたしたところでございます。

次に、項5の統計調査費157万3,000円でございますが、来年度につきましては大きな工事はございまして、就業構造基本調査、工業統計調査、県輸出関係調査等の経費でございます。

項6の監査委員費、金額につきましては71万5,000円でございます。監査事業に要する経費でございます。

続きまして、款3民生費でございます。項1の社会福祉費でございます。こちらは御存じのように、福祉医療、あるいは高齢者対策、障がい者福祉に要する経費でございますが、金額につきましては、ごらんのように15億5,234万7,000円でございます。昨年度と比較をいたしますと9,498万1,000円の増額になっておるところでございますが、個々の金額については、また予算書をごらんになっていただきたいと思います。傾向といたしましては、養護老人ホームの入所に係る措置費は減額になっているものの、障がい者福祉に要する経費、あるいは介護保険特別会計への繰入金、あるいは後期高齢者医療に要する経費が大きな増加の要因でございます。

続きまして、項2の児童福祉費でございます。保育園の管理、あるいは児童手当、留守家庭児童教室に要する経費でございますが、金額につきましては13億1,253万5,000円、前年度と比較いたしますと3億870万9,000円の減額になっておるところでございますが、こちらの経費の減額につきましては、今年度、特に東こども園の改築工事がございまして、やがて2億9,200万

円ほどがその工事について減額になったものでございますが、しかしながら、来年度から幼保一元化を推進するに当たりまして、幼稚園で持っている経費、それから保育園で持っている経費の一部を合体して、この児童福祉費のほうで計上しております。特に、臨時職員の賃金等につきましては若干値上げも予定しておりますが、増額で2,987万4,000円、金額にいたしまして1億6,610万6,000円ほどの予算計上をさせていただいたところでございます。また、工事請負費でございますが、東こども園に太陽光発電装置、それから、各保育園の環境整備を図るために、職員室の空調設備等の工事でございますが、こういったものを含めまして4,680万円の計上をしたところでございます。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費でございますが、こちらは公害対策、あるいは斎場の管理、保健センターの事業に要する経費でございます。4億906万9,000円の予算としたところでございますが、こちらにつきましても、前年度比較1,597万4,000円の増額でございますが、こちらの増額の理由につきましては、制度化されました不活化ポリオワクチンの購入の経費でございますが、今年度につきましては年度の途中で補正をさせていただきましたが、次年度につきましては、当初予算から300万円ほど、それから子宮頸がん等の感染予防接種助成金の増額でございますが、300万円ほど増額しております。そのほか、保健センター2階部分の空調機の改修工事費でございますが、600万円ほどを予定しておりますところでございます。

次に、項2の清掃費でございますが、廃棄物の減量、ごみ収集、クリーンセンターの管理に要する経費でございます。4億3,984万5,000円の予算計上をしておりますところでございますが、こちらも前年度比較といたしまして2,800万円ほどの減額になったところでございますが、こちらにつきましても、今年度、エコパーク整備工事といたしまして、エコドームの建設を行っておったところでございまして、そちらの経費6,300万円ほどが減額になったものでございます。しかしながら、来年度も今年度に引き続きまして、エコパークの整備工事、今度は公園の部分でございますが、その他の工事を合わせまして、塵芥処理費では3,250万円ほどの予算計上を行ったところでございますし、またクリーンセンターの施設の延命措置に1億6,600万円の改修の事業費計上をしたところでございます。

次に、款5労働費、項1労働諸費でございます。1,845万9,000円ほどの予算計上でございます。こちらは、特に186万1,000円の増額をいたしたところでございますが、こちらの増額の主な理由につきましても、施設の修繕でございます。

続きまして、款6農林水産業費、項1農業費でございます。こちらにつきましても、金額といたしまして2億4,036万9,000円でございます。前年度比較いたしまして3,601万7,000円の増額になっておりますところでございます。特に大きな事業といたしましては、何といたしまして、農地費として栗原地区の圃場整備事業に係ります関係経費でございますが、1,664万7,000円を新たに計上したところでございます。また、こちらにつきましても改修費でございますが、農村婦人の家の管理費におきまして、屋根、それから外壁の改修を予定しておりますところでございまして1,400万円ほど予算計上したところでございます。

次に、項2 林業費でございますが、林業の振興に要する経費の部分でございますが、こちらは金額的には1,480万円、前年度比較いたしまして4,867万9,000円の減額となったものでございますが、こちらの大幅な減額の理由といたしましては、本日、補正予算にも計上いたします林道明神線の開設関係の経費でございますが、国の緊急経済対策として平成24年度の予算編成とすることで繰越明許費をお願いすることとしておりますが、そういった部分の予算の減によるものでございます。しかしながら、新たに林道の整備、産業路網の改良のために、森林経営の確立に向けた総合対策交付金といたしまして240万円を新たに計上しておるところでございます。

続きまして、款7 商工費、項1 商工費でございます。金額にいたしまして9,061万4,000円でございますが、こちらにつきましては、新たに住宅リフォームの促進事業補助金といたしまして500万円を計上いたしておるところでございます。それと、菩提山城跡の整備工事ほかに、観光事業といたしまして4,600万円の計上をいたしておるところでございます。

次に、款8 土木費、項1 土木管理費でございます。金額といたしまして5,890万2,000円でございます。昨年とほぼ同額の金額でございます。こちらは、道路台帳等更新業務に要する、いわゆる管理的な経費の部分でございます。

次に、項2 の道路橋りょう費でございます。道路、あるいは橋梁の維持、改良に要する経費でございます。2億6,402万1,000円の予算といたしたところでございます。こちらにつきましては、先ほどの町長の所信表明にもございましたが、道路維持費でございますが4,104万円の予算、また道路新設改良では2億1,956万2,000円の予算計上でございます。また、特に前年度比較いたしまして1,395万8,000円の減額になっておりますが、今年度は特に泥川上橋の改良に相当経費があったものでございまして、橋りょう維持費では2,700万円ほどの減になっておるところでございます。

次に、項3 河川費でございます。河川の維持管理に要する経費でございますが、4,911万9,000円の予算とさせていただいたものでございます。こちらにつきまして主な内容につきましては、河川の改修等でございますが、特に相川河川区間整備事業のほか、河川の維持管理のための工事費につきまして4,320万円の予算を計上いたしておるところでございます。

次に、項4 都市計画費でございます。朝倉運動公園管理費、あるいは児童公園、駅周辺の管理に要する経費でございますが5億685万8,000円でございます。前年度に比較いたしまして7,394万9,000円の増額となったものでございますが、特にこの項につきましては、公園費では朝倉運動公園の第2 テニスコートの改修工事に1,750万円、それから児童公園管理費におきまして、相川児童公園のトイレの改修費1,500万円を計上させていただいておりますし、それから駅周辺の施設への防犯カメラの増設工事に500万円を計上いたしたところでございます。また、都市計画総務費におきましては、新たな都市計画の基礎調査ということで委託料でございますが580万円を計上いたしたところでございます。

次に、項5 住宅費でございます。町営住宅の維持管理に要する経費3,001万4,000円ござい

ますが、こちらにつきましても、前年度比較428万1,000円の増額でございますが、主な理由につきましても、やはりこちらにも老朽化に伴います施設の改修工事でございますが、前年度比較いたしまして、この工事請負費には480万円増の780万円を計上させていただいたところでございます。

次に、款9消防費、項1消防費でございます。金額にいたしまして3億9,881万7,000円でございます。特に非常備消防の経費でございますが、こちらにつきましても、通常の経費に加えまして、来年度につきましても、備品購入費におきまして、表佐分団の消防ポンプ自動車の更新のための経費、そのほか、消火栓用の器具箱の購入経費、それから消火用のホース購入のための経費を見ておるところでございますが、2,100万円の予算を計上いたしましたところでございます。

次に、款10項1教育総務費でございます。金額にいたしまして8,770万5,000円の予算とさせていただきます。こちらにつきましても、前年度比較いたしまして412万円の減額になったわけでございます。従来から設置しておりました個別教育支援講師報償費、それから日本語適応講師報酬につきましても、教育総務費で予算管理をしておったところでございますが、それぞれ小学校費と中学校費のほうで目的別に整理する必要があるというようなことから、小学校費、中学校費に分けました。そういったことで減額になってはおりますものの、新たに特別支援指導員と、それから幼児教育指導員設置のための賃金を372万円ほど計上させていただきました。

次に、項2の小学校費でございますが、金額にいたしまして1億9,898万円でございます。前年度比較いたしまして5,225万6,000円の増額になったものでございますが、この主な理由といたしましては、今申し上げましたように、個別教育支援講師、並びに日本語適応講師の賃金を新たにこちらのほうで予算計上したことによるものと、それから、こちらにつきましても、表佐小学校体育館屋根の防水工事を初め、各小学校の老朽化のための工事請負費でございますが、2,870万円増の4,000万円の予算を計上したところでございます。

次に、項3中学校費でございます。金額にいたしまして1億1,088万8,000円でございます。こちらにつきましても、前年度比較2,993万8,000円の増額になっておるものでございますが、こちらにつきましても工事費の経費でございますが、特に北中学校の校舎の外壁等の補修工事、並びに各中学校の特別教室等の扇風機設置工事のための予算といたしまして3,500万円ほど予算の計上をさせていただいたところでございます。

次に、項4幼稚園費でございます。金額につきましてもは1億1,153万6,000円でございます。こちらにつきましても、前年度比較2,746万3,000円の減額になったものでございますが、こちらにつきましても、幼保一元化に伴いまして、加配の部分でございますが、臨時職員の賃金を民生費の児童福祉に一本化したということでございます。来年度に向けまして、幼稚園、保育園、それぞれ募集を行ったところ、やはり保育園へ相当の方が移行されるといった傾向でございます。そういったことにもよるものでございます。

続きまして、項5 社会教育費でございます。金額にいたしまして2億4,808万円でございますが、こちらにつきましては、前年度比較いたしまして4,785万3,000円の減額でございます。特に本年度でございますが、タリイピアセンターにおきまして、アーカイブ事業に年度当初で3,000万円、それから宮処寺跡の発掘調査委託料に2,300万円ほど上げておったわけでございますが、それらの経費の減によるものが大きな理由でございます。しかしながら、公民館費におきましても、垂井、宮代、岩手公民館等の改修工事費には450万円、それから、タリイピアセンターにおきまして、文化財の保護費でございますが、歴史的建造物の調査委託ですね。いわゆる町の指定とか、そういった重要文化財になっていないものにつきましても、やはり文化財として残していくものが町内には多々ございます。そういったものの調査のために285万円予算計上いたしたところでございます。それから、文化会館費では、耐震補強の実施設計の業務の委託料でございますが700万円を計上させていただいたところでございますし、それから文化財保護のための経費といたしまして、南宮大社、それから朝倉真禅院の文化財の保存修理補助金に610万円ほどの予算計上をいたしておるところでございます。

続きまして、7ページでございますが、款11の災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費以下、その他公共施設復旧費、災害復旧費につきましては、ごらんのとおりでございます。

それから次に、款12の公債費、項1 の公債費でございますが、金額につきましては7億3,248万8,000円、前年度比較いたしまして7,044万9,000円の減額ということでございますが、こちらにつきましては、償還元金及び利子の減によるものでございます。

次に、款13諸支出金、項1 普通財産取得費、本年度と同額の4,000円でございます。

次に、款14予備費、項1 予備費につきましては3,000万円、本年度と同額でございます。

以上、歳出合計につきましては、79億8,000万円とするものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきたいと存じます。

ページ戻っていただきまして、2ページでございます。

款1 町税、項1 町民税でございます。金額にいたしまして15億5,047万3,000円の予算とさせていただいたものでございます。こちらにつきましては、前年度と比較をいたしますと7,901万円の減額となったわけでございます。特に、個人につきましては、前年度対比で4,749万円の減の12億5,635万7,000円の予算計上をさせていただいたところでございますし、それから法人税につきましても、前年度対比3,152万円の減の2億9,411万6,000円の予算計上とさせていただいたものでございます。

次に、項2 の固定資産税でございますが、金額にいたしまして18億5,964万5,000円、前年度と対比いたしまして2,623万3,000円のこちらは増額になるものでございます。内訳でございますが、土地につきまして、前年度対比1,199万6,000円減の7億2,272万4,000円、家屋につきましては2,154万4,000円の増額でございますが6億9,657万5,000円、償却資産につきましては、前年度比較1,681万3,000円の増額でございますが4億2,327万8,000円でございます。

次に、項3 の軽自動車税につきましては、金額につきましては5,965万5,000円、また次の項

4の町たばこ税、金額につきましては1億8,418万3,000円、たばこ税につきましては、前年度比較2,282万円の増額でございます。

次に、款2の地方譲与税以下、3ページの項10交通安全対策特別交付金につきましては、国、または県の予算の枠の範囲内で市町村の一定の条件のもとで配分されてくるものでございまして、前年度、あるいは前々年度の実績をもとにそれぞれ算出したところでございます。ただ、特に町の大きな財源となります款9の地方交付税、項1の地方交付税でございます。金額にいたしまして12億7,000万円の予算を計上させていただいたところでございます。前年度比較いたしまして1億4,020万円の増額でございます。普通交付税につきましては11億6,000万円、特別交付税につきましては6,020万円の予算の計上をしたところでございます。

続きまして、款11分担金及び負担金、項2の負担金でございます。金額につきましては1億7,262万9,000円でございます。前年度と比較いたしまして3,631万7,000円の増額になったわけでございます。こちらにつきましては、児童福祉負担金に1億6,837万2,000円を計上したものでございますが、こちらの増加の主な理由につきましても、先ほどからも少しお話ししてございますように、幼保一元化に伴いまして、いわゆる幼稚園から保育園を希望される方の増加によるといったものでございます。

次に、款12使用料及び手数料、項1使用料でございます。金額にいたしまして1億1,899万7,000円の予算計上をしたところでございます。特にこちらにつきましては、児童福祉施設使用料に2,401万9,000円、それからごみ収集等の使用料でございますが、衛生使用料に1,307万5,000円、それから住宅使用料でございますが5,006万6,000円の予算の計上をいたしたところでございます。

続きまして、項2の手数料でございます。1億297万7,000円の予算計上をいたしたところでございますが、特にこちらにつきましては、税、戸籍、住民等の諸証明手数料、これは総務手数料に入るわけでございますが、こちらの予算に1,054万1,000円、それから狂犬病予防注射登録手数料、あるいは一般廃棄物処理手数料等で衛生手数料でございますが9,161万円の予算計上をいたしたところでございます。

次に、款13国庫支出金、項1国庫負担金、金額にいたしまして5億1,836万円でございます。こちらは、特に児童手当負担金につきまして3億6,666万4,000円、それから需要が伸びております障害者介護給付費に要します負担金でございます1億2,499万3,000円の予算の計上をしたところでございます。

次に、項2の国庫補助金でございます。金額にいたしまして9,661万8,000円でございます。こちらにつきましても、障害者自立支援事業費等補助金、民生費国庫補助金でございますが6,404万円、また浄化槽等の設置事業に係ります補助金でございます。衛生費国庫補助金といたしまして1,300万6,000円、それから道路整備事業補助金でございますが、土木費国庫補助金といたしまして7,311万円の予算計上をいたしたところでございます。

次に、項3の委託金でございます。407万2,000円でございますが、こちらは、主に国民年金

事務の委託金の予算計上をしております。366万1,000円でございます。

続きまして、款14県支出金、項1県負担金でございます。2億3,983万6,000円の予算計上でございます。特に児童手当の負担金でございますが8,057万8,000円、それから国民健康保険の基盤安定の負担金でございますが8,503万7,000円、また障害者自立支援給付費の負担金に6,399万6,000円の予算計上いたしましたところでございます。

次に、項2の県補助金でございます。2億426万4,000円の予算計上いたしましたところでございますが、こちらにつきましても、主なものは福祉医療費の補助金1億533万6,000円、感染症予防接種に係ります衛生費の補助金でございますが3,185万9,000円が主なものでございます。

次に、項3の委託金でございますが、金額にいたしまして5,869万4,000円、こちらにつきましては、県税の徴収委託金に4,192万2,000円、また参議院議員選挙委託金でございますが1,043万4,000円の予算計上をいたしましたところでございます。

続きまして、款15財産収入費でございます。項1の財産運用収入につきましては378万4,000円、また項2の財産売却収入につきましては1,199万1,000円の予算措置をいたしましたところでございます。

次に、款16寄附金、項1の寄附金につきましては、前年度同額の6,000円でございます。

続きまして、款17繰入金、項1特別会計繰入金につきましては1,000円、項2の基金繰入金でございますが3億8,014万円の予算計上でございますが、財政調整基金繰入金につきましては2億円を、減債基金繰入金につきましては8,000万円、それから公共下水道基金繰入金につきましては1億円の予算計上をいたしましたところでございます。

次に、款18繰越金、項1繰越金でございますが、前年同額の2億円を予算計上いたしましたところでございます。

次に、款19諸収入でございます。項1の延滞金、加算金及び過料につきましては300万円、項2の町預金利子につきましては1,000円、項3の貸付金元利収入につきましては25万円、項5の雑入につきましては5,002万4,000円の予算計上をさせていただいたところでございます。

次に、款20の町債、項1の町債でございます。4億8,000万円の予算計上でございますが、こちらにつきましては、臨時財政対策債の経費を見込んでおるところでございます。

以上、歳入につきまして合計金額でございますが79億8,000万円とさせていただいたところでございます。

続きまして、第2条でございます。地方債でございます。

こちらの地方債につきましては、第2表、8ページでございますが、今、歳入でも御説明をさせていただきました臨時財政対策債でございますが、借り入れの限度額を4億8,000万円とするものでございますが、起債の方法、利率並びに償還の方法につきましては、ごらんのとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思います。

続きまして、第3条でございますが、借り入れの限度額でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額でございますが5億円とするものでござ

ざいます。

次に、第4条予算の流用でございます。地方自治法の第220条第2項ただし書きの規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を利用できる場合がございます。各項に計上した給料並びに職員手当、共済費に係るものにつきましては、予算額の過不足した場合における同一項内でこれらの経費の各項の間の流用をお認め願うものでございます。

次に、131ページから135ページにかけては給与費の明細書、136ページには債務負担に係ります調書、また137ページには地方債現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、ぜひお目通しをいただきたいと存じます。

以上で、議第27号 平成25年度垂井町一般会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解いただきたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（広瀬文典君） しばらく休憩をいたします。再開は10時50分といたします。

午前10時32分 休憩

午前10時50分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

休憩前に引き続き補足説明を求めます。

住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） それでは、私のほうからは、住民課所管に係ります議第28号及び議第35号の2つの特別会計の予算につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議第28号 平成25年度垂井町国民健康保険特別会計予算でございます。

青色の表紙のものでございますけれども、こちらのほうでございます。これをごらんいただきたいと存じます。

1ページでございますが、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、それぞれ30億5,700万円とするものでございます。

それでは、予算の概要につきまして、歳出から御説明させていただきます。

第1表 歳入歳出予算の4ページ、歳出でございますが、それとあわせまして、平成25年度垂井町予算資料の5ページのほうもごらんいただきたいと思えます。

それでは初めに、款1総務費、項1総務管理費2,823万6,000円でございます。こちらにつきましては、この国民健康保険特別会計を管理する諸経費でございます。人件費、それから事務電算処理の関係等でございます。前年度と比較いたしまして692万1,000円、19.7%の減額となっておりますが、これは国保システムの改変業務がなくなりましたので、委託料が大幅に減少したことが主なものでございます。

続きまして、項2の徴税費207万5,000円でございますが、こちらにつきましては、国保税の徴収に係ります経費でございます。前年度と比較いたしまして14万7,000円の減額でございま

す。

続きまして、項3の運営協議会費5万1,000円でございますが、こちらにつきましては、国民健康保険の運営につきまして、重要な事項を審議する協議会でございますが、前年度と比較いたしまして2,000円の減額でございます。

続きまして、款2保険給付費、項1療養諸費19億1,671万円でございますが、こちらにつきましては、医療費等に要する費用でございます。前年度と比較いたしまして1億8,717万4,000円、10.8%の増額でございますが、増額の理由は、やはり医療費の増加でございます。

続きまして、項2高額療養費2億4,000万1,000円でございますが、こちらにつきましては、前年度と比較いたしまして4,182万1,000円、21.1%の増額でございますが、増額の理由は、やはり医療費の増加でございます。

続きまして、項3移送費2,000円でございますが、前年度と同額の予算を計上させていただきました。

続きまして、項4出産育児諸費1,722万9,000円でございますが、こちらにつきましては、出産育児一時金でございます。前年度と比較いたしまして168万1,000円の減額でございます。

続きまして、項5葬祭諸費275万円でございますが、前年度と比較いたしまして25万円の増額でございます。

続きまして、款3項1後期高齢者支援金等3億7,660万7,000円でございますが、こちらにつきましては、後期高齢者医療保険に係ります財政支援金のために社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。前年度と比較いたしまして1,604万7,000円の増額でございます。

続きまして、款4項1前期高齢者納付金等23万4,000円でございますが、こちらにつきましては、前期高齢者に要する医療に係ります各保険者の財政支援金といたしまして、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。前年度と比較いたしまして19万8,000円の減額でございます。

続きまして、款5項1老人保健拠出金1万9,000円でございますが、こちらにつきましては、老人保健事務費拠出金で社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。前年度と比較いたしまして87万5,000円の減額でございます。

続きまして、款6項1介護納付金1億5,366万1,000円でございますが、こちらにつきましては、介護保険制度に係ります第2号保険者40歳から64歳の方の保険料に相当するもので、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。前年度と比較いたしまして1,394万9,000円の減額でございます。

続きまして、款7項1共同事業拠出金2億7,650万2,000円でございますが、こちらにつきましては、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業に係ります岐阜県国民健康保険団体連合会への拠出金でございます。こちらは、前年度と比較いたしまして3,007万1,000円の減額でございます。

続きまして、款8項1保健事業費で203万1,000円でございますが、こちらにつきましては、

医療費の通知等に係ります経費でございます。前年度と比較いたしまして4万円の増額でございます。

続きまして、項2特定健康診査等事業費1,501万3,000円でございますが、こちらにつきましては、特定健康診査、あるいは特定保健指導に要する経費でございます。前年度と比較いたしまして221万3,000円の減額でございます。

続きまして、款9項1基金積立金10万円でございますが、こちらにつきましては、基金の利子を見込んでいるものでございます。

続きまして、款10項1公債費12万8,000円でございますが、こちらにつきましては、後ほど1ページのほうで御説明させていただきますけれども、一時借入金に係ります利子分として、前年度と同額の予算を計上させていただきました。

続きまして、款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金170万1,000円でございますが、こちらにつきましては、保険税の還付金でございます。前年度と同額の予算を計上させていただきました。

続きまして、款12項1の予備費につきましては、収支の均衡を図るため、2,395万円を予算計上させていただきました。前年度と比較いたしまして766万6,000円の増額でございます。

以上、歳出合計は30億5,700万円で、前年度と比較いたしまして1億9,700万円、6.9%の増額となったところでございます。以上が歳出でございます。

続きまして歳入でございますが、ページを戻っていただきまして、2ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、款1項1国民健康保険税7億5,320万円でございます。こちらにつきましては、今回お願いをしております国民健康保険税率の引き上げに伴います保険税の増加分として5,800万円、8.3%の増額とさせていただきます。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1手数料22万円でございますが、こちらにつきましては、国民健康保険税に係ります督促手数料でございます。前年度と同額の予算を計上させていただきました。

続きまして、款3国庫支出金、項1国庫負担金4億9,242万7,000円でございますが、前年度に比較いたしまして2,392万8,000円の増額でございます。

続きまして、項2国庫補助金1億3,453万8,000円でございますが、前年度に比較いたしまして725万円の増額でございます。

続きまして、款4項1療養給付費交付金2億3,163万7,000円でございます。こちらにつきましては、社会保険診療報酬支払基金からの療養給付費に係ります交付金でございますが、前年度に比較いたしまして7,083万4,000円の増額でございます。

続きまして、款5項1前期高齢者交付金8億9,939万円でございます。こちらにつきましては、前年度に比較しまして1億299万3,000円の増額でございますが、これは前期高齢者の加入割合に基づき交付されるものでございます。

続きまして、款 6 県支出金、項 1 県補助金 1 億4,085万9,000円でございます。こちらにつきましては、医療費に係ります保険者の財政支援のための県からの調整交付金でございますが、前年度に比較いたしまして743万円の増額でございます。

次に、項 2 県負担金1,406万8,000円でございますが、こちらにつきましては、主なものとして、高額医療費共同事業と特定健康診査に要する費用に係ります県からの負担金でございます。前年度に比較いたしまして199万4,000円の減額でございます。

続きまして、款 7 項 1 共同事業交付金 2 億5,475万7,000円でございますが、こちらにつきましては、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業、これらは、高額な医療を要したときに要する費用のために岐阜県国民健康保険団体連合会が実施している事業でございますが、そこからの交付金でございます。前年度に比較いたしまして2,593万9,000円の減額でございます。

続きまして、款 8 財産収入、項 1 財産運用収入10万円でございますが、国民健康保険基金の利子分でございます。

続きまして、款 9 繰入金、項 1 他会計繰入金 1 億3,248万7,000円でございます。こちらにつきましては、一般会計からの繰入金でございますが、5つの項目がありまして、保険税の軽減分に係る保険基盤安定のための繰入金、職員給与費等の経費に係る繰入金、出産育児一時金等に係る経費に要する町負担分の繰入金、財政安定化支援事業に係る繰入金、そして一般会計繰入金の5つがございます。前年度に比較いたしまして113万8,000円の増額でございます。

続きまして、項 2 基金繰入金1,000円でございますが、科目設定をお願いするものでございます。

続きまして、款10項 1 繰越金80万7,000円でございますが、こちらにつきましては、前年度繰越金でございます。前年度に比較いたしまして4,669万3,000円の減額でございます。

続きまして、款11諸収入の項 1 延滞金、加算金及び過料、項 2 町預金利子、項 3 雑入でございますが、ごらんとおりでございます。お目通しをいただきたいと思っております。

以上、歳入の合計は30億5,700万円でございます。

次に、1 ページにお戻りいただきまして、第 2 条、一時借入金でございますが、借り入れの最高額を 1 億円と定めるものでございます。

6 ページからでございますが、今回、予算計上いたしました歳入歳出予算の事項別明細書、並びに、23ページからは職員の給与明細書が添付されておりますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上が、平成25年度国民健康保険特別会計予算の補足説明でございます。

続きまして、議第35号 平成25年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算でございます。紫色の表紙のものでございますが、こちらのほうをごらんいただきたいと存じます。

まず 1 ページでございますが、第 1 条、歳入歳出予算の総額ですが、それぞれ 2 億8,700万円とするものでございます。

それでは、予算の概要につきまして、歳出から御説明させていただきます。

第1表 歳入歳出予算の3ページ、歳出でございますが、それとあわせまして、平成25年度垂井町予算資料の9ページのほうもごらんいただきたいと存じます。

それでは初めに、款1総務費、項1総務管理費597万4,000円でございます。こちらにつきましては、後期高齢者医療特別会計に係ります職員の人件費が主なものでございまして、前年度と比較いたしまして48万9,000円の増額でございます。

続きまして、項2の徴収費77万5,000円でございますが、こちらにつきましては、保険料の徴収に係ります経費でございまして、前年度と比較いたしまして1万円の増額でございます。

続きまして、款2項1が後期高齢者医療広域連合納付金2億6,721万1,000円でございます。こちらにつきましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合への保険料等の負担金、事務費負担金、健康診査等に係ります保健事業費の負担金でございまして、前年度と比較いたしまして444万2,000円の増額でございます。

続きまして、款3保健事業費、項1健康保持増進事業費1,186万5,000円でございますが、こちらにつきましては、健康診査、いわゆる75歳以上の健やか健診に係ります経費でございます。前年度と比較いたしまして183万3,000円の増額でございます。

続きまして、款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金22万円でございますが、こちらにつきましては、保険料の還付金で前年度と同額の予算を計上させていただきました。

続きまして、項2繰入金1,000円でございますが、科目の設定をお願いするものでございます。

続きまして、款5項1予備費につきましては、収支の均衡を図るために95万4,000円を予算計上させていただきました。

以上、歳出合計は2億8,700万円で、前年度と比較いたしまして700万円、2.5%の増額になったところでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして歳入でございますが、2ページをごらんいただきたいと存じます。

款1項1が後期高齢者医療保険料2億1,156万4,000円でございます。こちらにつきましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合に負担すべき保険料につきまして予算計上をさせていただきました。前年度と比較しまして289万1,000円の増額でございます。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1手数料5万1,000円でございますが、保険料に係ります督促手数料で前年度と同額の予算を計上させていただきました。

続きまして、款3後期高齢者高齢者医療広域連合支出金、項1委託金1,153万6,000円でございます。こちらにつきましては、すこやか健診に係ります岐阜県後期高齢者医療広域連合会からの委託金でございます。前年度と比較いたしまして165万円の増額でございます。

続きまして、款4繰入金、項1一般会計繰入金5,898万3,000円でございます。こちらにつきましては、事務費の繰入金、保険基盤安定に係ります繰入金、そして保健事業に係ります繰入金の3つにつきまして、一般会計から繰り入れるものでございます。前年度と比較いたしまし

て444万5,000円の増額でございます。

続きまして、款5項1が繰越金486万3,000円でございますが、前年度繰越金でございます。前年度に比較いたしまして198万6,000円の減少でございます。

続きまして、款6諸収入の項1延滞金、加算金及び過料、項2の預金利子、項3雑入につきましては、それぞれ1,000円ずつ予算計上させていただきました。

以上、歳入の合計につきましても、歳出と同じように2億8,700万円の予算計上でございます。

次に、4ページからでございますが、今回予算計上いたしました歳入歳出予算の事項別明細書並びに、10ページからは職員の給与明細書が添付されておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上が、平成25年度後期高齢者医療特別会計予算の補足説明でございます。

以上、住民課所管に係ります議第28号と議第35号の2つの特別会計の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

上下水道課長（高木一幸君） それでは、上下水道課が所管いたします3つの特別会計及び企業会計について補足説明をさせていただきます。

初めに、議第29号 平成25年度垂井町簡易水道特別会計予算について説明をさせていただきます。

ピンクの表紙の資料をお目通しく下さい。

1ページをごらんいただきたいと思っております。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,570万円と定めるものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。また、予算資料は6ページでございます。

款1総務費、項1総務管理費1,317万5,000円で、前年比15万円の増でございます。人件費、電気設備等の保安業務などを計上しております。

款2事業費、項1事業費2,651万6,000円で、前年比603万6,000円の減で計上いたしました。北部と栗原の2つの簡易水道事業の施設の維持管理に要する経費を計上しております。

次に、款4予備費、項1予備費ですが600万8,000円を計上いたしました。

款5災害復旧費、項1水道施設災害復旧費は、前年度同額1,000円を計上いたしました。

続きまして歳入でございます。

2ページをお願いいたします。

款1分担金及び負担金、項1負担金572万3,000円、前年比158万円の増でございます。新規の加入金、分水工事負担金及び消火栓負担金2期分を見込み計上いたしました。

款2使用料及び手数料、項1使用料3,792万7,000円、前年比86万5,000円の減で計上いたし

たところでございます。これは、前年実績に基づき算出した水道使用料でございます。

項2手数料は2万3,000円、督促手数料などを見込んでおります。

続きまして、款3財産収入、項1財産運用収入2万5,000円、基金の利子収入を見込みました。

次に、款5繰越金、項1繰越金200万円で、前年比300万円の減で計上いたしました。

次に、款6諸収入、項1町預金利子及び項2の雑入ですが、それぞれ1,000円で前年度同額を計上いたしました。

なお、11ページ以降に給与費明細書を添付させていただいておりますので、お目通しをよろしくお願いしたいと思います。

以上が、平成25年度垂井町簡易水道特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

次に、議第30号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

水色の表紙の資料をごらんいただきたいと思います。

1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億3,400万円と定めるものでございます。

それでは、3ページの歳出から説明をさせていただきます。また、予算資料は6ページでございます。

款1公共下水道費、項1公共下水道費3億7,541万6,000円、前年比6,720万3,000円の増でございます。平成25年度の公共下水道整備につきましては、東地区と宮代地区を合わせまして10ヘクタールの面整備を実施する予算でございます。また、東地区での測量及び管渠設計に伴います委託料、そのほか、浄化センターの維持管理に関する費用を計上させていただきました。

続きまして、款3公債費、項1公債費3億5,787万5,000円で、前年比1,075万1,000円の増でございます。平成24年度までの借り入れに対します元利償還金でございます。

款4予備費、項1予備費70万9,000円で、前年比4万6,000円の増で計上をいたしました。

続きまして、2ページの歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金1,056万4,000円、前年比1,521万3,000円の減でございます。平成24年度に面整備を行いました宮代地区及び分割納付分の受益者負担金を計上いたしております。

款2使用料及び手数料、項1使用料1億7,269万1,000円、前年比240万6,000円の増であります。3,100世帯分の下水道使用料を見込んでおります。

次に、項2手数料は12万2,000円で、前年と同額を計上いたします。主に公認業者登録手数料でございまして、5年ごとの更新をお願いしております。督促手数料につきましても、この中で計上をしております。

款3国庫支出金、項1国庫補助金6,000万円で、前年比2,500万円の増でございます。平成25

年度に行います公共下水道事業に係る補助対象分の国からの補助金50%分を受け入れるものでございます。

款4 県支出金、項1 県補助金で、前年と同額の1,000円を計上しております。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金3億7,217万7,000円、前年比5,080万8,000円の増、一般会計からの繰り入れを計上させていただきました。

次に、款7 繰越金、項1 繰越金1,500万円を見込んでおります。前年比1,500万円の減でございます。

款8 諸収入、項1 預金利子につきましては、前年と同額の1,000円を計上いたしました。

項2 雑入につきましては104万4,000円、これは消費税還付金等を見込みました。

款9 町債、項1 町債1億240万円、前年比3,200万円の増で、下水道事業債を見込ませていただきました。これにつきましては、国庫補助金等の対象事業につきましては90%、町単独事業分につきましては95%の起債を起こすものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ7億3,400万円といたすものでございます。

それでは、1ページにお戻りください。

第2条で、地方債について定めさせていただきました。

4ページの第2表で、地方債発行について掲げさせていただいております。起債の目的は、公共下水道事業、限度額は1億240万円、起債の方法等々につきましては、お目通しをいただきたいと思っております。

また、一時借入金でございますが、第3条に基づきまして、地方自治法第235条の3第2項によりまして、限度額を1億7,100万円と定めるものでございます。

また、14ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

17ページにつきましては地方債の現在高、前年度現在高等の調書を添付しております。こちらをあわせてお目通しをお願いします。

以上、平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第31号 平成25年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

オレンジ色の資料をごらんいただきたいと思います。

めくっていただきまして、1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,100万円と定めるものでございます。農業集落排水事業につきましては、梅谷にあります北部第一と伊吹の農業集落排水施設の維持管理に要する経費を計上しております。

それでは、歳出から説明させていただきます。

3ページでございます。また、予算資料は7ページでございます。

款1 総務費、項1 総務管理費に383万1,000円、前年比332万円の減でございます。主なもの

といたしましては、北部第一農業集落排水組合補助金を計上しております。こちらにつきましては、地元負担分の借り入れに対する補助金を計上しておりますが、返済期間が平成26年度で終了するとともに、前年度より333万円が減少するものでございます。

款2 管理費、項1 維持管理費に1,913万3,000円、前年比259万5,000円の増でございます。2つの施設の維持管理に要する経費を計上させていただきました。

款4 公債費、項1 公債費は746万6,000円、前年と同額でございます。伊吹農業集落排水施設の建設時に借り入れをいたしました建設資金の償還金でございます。

款5 予備費、項1 予備費は57万円で、前年比42万5,000円の増で計上させていただきました。続きまして、歳入を説明させていただきます。

2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金、前年と同額の3,000円でございます。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料で1,178万円、前年比15万1,000円の減でございます。2つの農業集落排水事業の処理世帯167世帯分の使用料でございます。

項2 手数料1,000円は、督促手数料でございます。

款3 財産収入、項1 財産運用収入は1万円で、前年と同額でございます。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金は1,800万4,000円で、前年比114万9,000円の減、一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

款5 繰越金、項1 繰越金は120万円、前年比100万円の増で計上させていただきました。

款6 諸収入、項1 預金利子及び項2 雑入は、それぞれ1,000円で、前年と同額を計上させていただいております。

なお、10ページに債務負担行為の調書、11ページに地方債の現在高等の調書を添付しておりますので、それぞれお目通しをお願いします。

以上が、平成25年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第36号 平成25年度垂井町水道事業会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

黄色の表紙のほうの資料をお願いします。

1ページと2ページにおきまして説明をさせていただきます。

初めに1ページでございます。

第2条で、業務の予定量を明記させていただきます。給水戸数8,696戸、年間総配水量は386万7,000立方メートル、1日平均配水量を1万600立方メートルと業務予定量を見込みました。必要な建設改良事業としましては、相川左岸地域施設改良事業として、相川左岸低区送・配水管布設工事、また送水管布設にかかわります実施設計業務の委託料を計上いたしました。

施設改良事業といたしましては、公共下水道事業に伴います配水管布設がえ工事、相川左岸の2号井戸改修工事、老朽化に伴います配水管布設がえ工事などがございます。

第3条で、収益的収入及び支出の予定額を定めております。

収入予定額であります、第1款水道事業収益といたしましては3億5,335万8,000円で、前年比2,057万2,000円の増であります。

内訳としましては、第1項営業収益で、水道料金など3億4,096万7,000円、前年比1,749万2,000円の増、第2項営業外収益は1,239万1,000円で、前年比399万2,000円の増、消費税還付金などを見込ませていただきました。

次に、支出予定額でございますが、第1款水道事業費用といたしまして3億4,566万2,000円、前年比2,316万9,000円の減であります。

内訳としましては、第1項の営業費用、人件費を含む維持管理費用が3億675万3,000円、前年比2,485万7,000円の減でございますが、主な要因は、固定資産除却費の減によるものでございます。

第2項営業外費用といたしましては、企業債償還利子3,545万3,000円、前年比195万6,000円の増、第3項予備費は345万6,000円を計上いたしました。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。

2ページのほうにお願いをします。

第1款資本的収入といたしまして2億9,707万7,000円で、前年比1億699万円の増でございます。

内訳といたしましては、第1項加入金ですが、新旧加入金として519万7,000円、第2項工事負担金では、公道分負担金として600万円、第3項他会計負担金では、公共下水道事業に伴う布設がえ工事負担金などで1,308万円、第4項企業債は2億7,280万円を計上させていただきました。

次に支出予定額ですが、第1款資本的支出といたしまして5億1,833万8,000円、前年比7,626万9,000円の増。

内訳といたしまして、第1項建設改良費では、先ほども少し触れましたが、相川左岸系施設改良事業といたしまして、相川左岸低区送・配水管布設工事、低区送水管布設に係ります実施設計業務委託料、また公共下水道事業に伴います配水管布設がえ工事、既設配水管の布設がえなどで4億6,826万5,000円、第2項企業債償還金で5,007万3,000円を計上いたしました。

1ページの第4条でございます。お戻りいただきまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,126万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億2,126万1,000円で補填をするものでございます。

また2ページに戻っていただきますが、第5条で企業債について定めております。

起債の目的は、相川左岸地域施設改良事業、限度額は2億7,280万円、起債の方法は証書借り入れ等及び証券発行、利率につきましては5%以内、償還の方法としましては、借入先の融資条件によるものとしております。

次に、第6条で一時的借入金の限度額を1,000万円と定めるものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費を3,290万6,000円

と定めるものでございます。

第8条では、たな卸資産の購入限度額を1,068万5,000円と定めるものでございます。

なお、12ページ以降に資金計画、損益計算書、貸借対照表等を添付させていただいております。それぞれお目通しをお願いいたします。

以上、上下水道課所管に係ります特別会計等につきましての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） それでは、健康福祉課所管に係ります特別会計につきまして補足説明をさせていただきます。

最初に、議第32号 平成25年度不破郡介護認定審査会特別会計につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、緑色の表紙でございます。予算資料につきましては、7ページでございます。

では1ページでございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,400万円と定めるものでございます。

続きまして、2ページ、3ページでございますが、第1表 歳入歳出予算でございます。

まず、3ページの歳出から説明をさせていただきます。

款1項1 認定審査費で1,383万7,000円でございます。前年と比較いたしまして15万5,000円の減でございます。認定審査委員報酬及び人件費等を計上させていただいております。

次に、款2項1 予備費でございますが、16万3,000円を計上しております。

次に、2ページの歳入でございます。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金で454万3,000円、前年と比較いたしまして13万2,000円の減でございます。関ヶ原と共同で審査会を設置しておりますので、関ヶ原町の負担金でございます。負担割合につきましては、65歳の方の人口割70%分と平等割30%として定めておりまして、その分を計上させていただいております。

次に、款3 繰入金、項1 他会計繰入金で914万円、前年と比較いたしまして2万5,000円の増でございます。これは、垂井町の負担金でございます。一般会計から繰り入れをさせていただくものでございます。

款4 繰越金、項1 繰越金31万6,000円を計上しております。

款5 諸収入、項1 町預金利子1,000円を計上いたしました。

以上、歳入歳出それぞれ1,400万円といたすものでございます。

8ページ以降に給与費明細書をつけております。お目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、議第33号 平成25年度垂井町介護保険特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

濃いピンク色の表紙でございます。よろしくお目通しをお願いいたします。

まず1ページでございます。

第1条で、歳入歳出の予算の総額は、それぞれ18億9,000万円と定めるものでございます。

また第2条で、一時借入金の額は5,000万円と定めるものでございます。

では、第1表 歳入歳出予算の歳出から説明をさせていただきます。

4ページでございます。よろしく申し上げます。予算資料につきましては、8ページでございます。

款1 総務費、項1 総務管理費で2,670万4,000円、前年と比較いたしまして268万1,000円、11.2%の増でございます。こちらにつきましては、介護保険特別会計を管理する諸経費でございます。人件費及び事務電算処理関係でございます。増額につきましては、垂井町老人福祉計画の作成の基礎資料とするための業務委託料が必要となったものでございます。

次に、項2 徴税費83万2,000円で、こちらにつきましては、納付書の印刷及び郵送料を計上しております。

項3 認定審査費787万3,000円、前年度と比較しまして16万3,000円、2.1%の増でございます。主治医意見書作成等委託料及び介護認定調査委託料を計上しております。

款2の保険給付費、項1 介護サービス等諸費15億7,840万円でございます。前年に比較しまして1億5,920万円、11.2%の増でございます。居宅介護サービス、施設介護サービス等に係ります給付費でございます。

項2 介護予防サービス等諸費で5,970万円、前年度に対しまして310万円、5.5%の増でございます。これは、要支援の方に対する介護予防給付費を計上しております。

項3 サービス給付費諸費190万円、前年度と同額を計上しております。これは、国保連合会への審査支払手数料を計上しております。

項4 高額介護サービス等費で2,660万円、前年度に対しまして430万円、19.3%の増でございます。同じ月に利用した介護サービス費が高額となった場合、上限額を超えた分を支給するものでございます。

次に、項5 特定入所者介護サービス費7,010万円、前年度に対しまして1,000万円、16.6%増でございます。施設サービスを利用した場合、サービス費用1割のほかに居住費、食費等が自己負担となるわけですが、所得が低い方に対しましては、施設利用が困難とならないよう、住居費、食費に関し、負担限度額を超えた部分の給付を行うものでございます。

次に、項6 高額医療合算介護サービス等費610万円です。170万円、38.6%の増でございます。これにつきましては、年間の健康保険と介護保険の自己負担額の世帯単位での合算額が高額になった場合、限度額を超えた部分について、被保険者に対して償還をするものでございます。

続きまして、款3 項1 財政安定化基金拠出金で200万円、前年と同額を計上しております。これは、県への拠出金でございます。

次に、款4 地域支援事業費、項1 介護予防事業費398万6,000円、前年度に対しまして14万3,000円の減、これは要支援、あるいは要介護状態になることを予防する目的とした事業を行

う経費を計上しております。

項2 包括的支援事業・任意事業費967万円、前年度に対しまして25万5,000円の増、こちらは、包括的予防のケアマネジメント事業及び相談事業を行う経費を計上しております。

次に、款5 基金積立金、項1 基金積立金2万4,000円を計上しております。

款6 予備費、項1 予備費8,596万円を計上しております。

款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金1,015万1,000円を計上しております。

続きまして、歳入でございます。

2ページでございます。よろしく願いをいたします。

まず、款1 保険料、項1 介護保険料3億6,445万2,000円、前年度に対しまして1,384万8,000円、3.9%の増でございます。

次に、款3 使用料及び手数料、項2 手数料3万6,000円でございます。前年と同額でございます。督促手数料等でございます。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金3億1,106万1,000円、前年度に対しまして3,311万円、11.9%の増でございます。こちらにつきましては割合が決まっております、居宅介護給付費の20%、施設給付費の15%を国が負担する分として計上しております。

項2 国庫補助金7,278万8,000円、702万円、10.7%の増、こちらは、調整交付金といたしまして、介護給付費総額の3.9%分を計上しております。

続きまして、款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金5億656万9,000円、前年度に対しまして5,166万5,000円、11.4%の増でございます。

介護給付費交付金として、介護給付費総額の29%と地域支援事業支援交付金として、地域支援事業費の29%分を計上しておるところでございます。

次に、款6 県支出金、項1 県負担金2億5,535万2,000円で、前年度に対しまして2,483万9,000円、10.8%の増でございます。県の負担割合として、居宅介護給付費の12.5%、施設給付費の17.5%で計上しておるところでございます。

次に、項2 財政安定化基金支出金1,000円ですが、前年度に対しまして1,624万1,000円の減でございますが、介護保険料の決定に関し、上昇緩和措置として県からの交付金でございますが、平成25年度はないため、減額となったところでございます。

次に、項3 県補助金240万9,000円、3万2,000円、1.3%の増でございます。地域支援事業県交付金として、介護予防では12.5%、包括的支援任意事業では19.75%と割合により計上しておるところでございます。

項4 委託金1,000円を計上しております。

款7 財産収入、項1 財産運用収入2万4,000円で、基金利子でございます。

款9 繰入金、項1 一般会計繰入金で2億5,167万7,000円、こちらにつきましても割合が決まっております、介護給付金繰入金で、介護給付費の12.5%を町の負担金分として繰り入れるものと、その他事務費等繰入金として繰り入れを行うものでございます。

次に、項 2 基金繰入金1,000円を計上いたしております。

款10繰越金、項 1 繰越金、前年度繰越金として1億2,167万2,000円を計上しておるところでございます。

款11諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料2,000円、項 2 預金利子1,000円を計上しております。

項 3 雑入395万3,000円は、介護予防サービス計画費作成費の受託金を計上したものでございます。

款12町債、項 1 財政安定化基金貸付金1,000円を計上いたしました。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

22ページ以降に給与費明細書をつけておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上、介護保険特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

次に、議第34号 平成25年度不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、肌色の表紙でございます。

まず1ページでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107万円と定めるものでございます。

2ページ、3ページで、第1表 歳入歳出予算の歳出から説明をさせていただきます。予算資料につきましては、9ページでございます。

款 1 項 1 認定審査費107万円でございます。前年と同額でございます。これは、認定審査委員の報酬と事務費を計上させていただいております。

次に、2ページの歳入でございますが、款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金33万円、1万1,000円の増額でございます。関ヶ原町からの負担金でございます。負担割合につきましては、障害者関係の手帳を所持されている方の割合による人口割70%、平等割30%と定め計上したものでございます。

款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金65万2,000円、垂井町の負担金でございます。一般会計からの繰り入れを行うものでございます。

款 4 繰越金、項 1 繰越金 8万8,000円でございます。前年度繰越金でございます。

以上、健康福祉課に係ります特別会計予算につきまして補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 議第27号の一般会計予算についてお尋ねいたします。数点ありますので、ちょっとメモをお願いしたいと思います。

まず第1点は、40ページ、庁舎維持補修工事として、先ほど空調設備が古くなったから補修するという説明がありました。それで、二千何百万という金額ということですが、この庁舎につきましては新築か、また移築か、それともこのままで補強で終わるかというような、まだたしか方式が決まっていなかったと思うんですが、新築、移転の場合は問題ないだろうと思うんですが、この建物をそのまま補強修繕されるときには、空調設備等、せっかくやられたものが、また補強修繕のときにやり直しをすとかいようなことがないか、そういうことも含めてのことでお尋ねしたいと思います。といいますのは、前、ボルトをつくって、全くそれが耐震のこともあって壊したというような経緯もありますので、後々のことも考えてのことで確認を込めて尋ねたいと思います。

それと、43ページの節13の委託料で、法律顧問・訴訟代理業務委託料90万円というのが上がっております。これは、顧問料とすればそれでいいわけですが、訴訟代理業務委託料と……。議長（広瀬文典君） 富田議員、総括的な意味での質疑をお願いしたいと思います。後に予算審査特別会計を設ける予定をいたしておりますもんで、個別の案件については、その場においてお願いします。

6番（富田栄次君） 86ページに、実は訴訟費用として上がっているわけですね。この訴訟業務委託料と訴訟費用との重複的なことがないかということをお尋ねしたいわけですが。訴訟業務委託料というものがどのようなことを意味するのか、86ページにも、これは訴訟を提起されたからだろうと思っておるわけですがけれども、この2つのことにつきまして、それともう1つ、54ページのふれあい長寿フェアについてですが、57万2,000円予算化してあります。記念品購入費ということですが、これはたしか参加者のみに渡されているということですが、これにつきまして、前々から私もじかに参加者から聞いているんです。参加されていない方に渡すということをお尋ねしたいかというようなことで、来られない方とか、都合もあれば、お体のこともあると思うんですが……。

議長（広瀬文典君） 富田議員、再度申し上げます。総括的な意味での質疑をお願いしたいということで、個別の案件につきましては、今後予定されております特別委員会の中で審査をお願いしたいと思います。

6番（富田栄次君） わかりました。じゃあ、もう1点だけ、済みません。

実質公債費比率と将来負担比率について、資料等にあればですが、私ちょっと見ていないもので、それについてお尋ねしたいと思います。

その後については、予算審査のときにお尋ねします。

議長（広瀬文典君） しばらく休憩に入ります。再開は13時15分といたします。

午前11時50分 休憩

午後1時15分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

先ほどの富田議員によります質疑の中で、目、節にわたる部分につきましては、この後開催

します予算審査特別委員会の中で質疑を願います。

なお、予算全般に係る財政指数についての問いがございました。それについての答弁を求めます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 富田議員の先ほどの御質問でございますが、少し内容が理解できてなくて大変申しわけなく思っておりますが、質問の内容につきましてですが、垂井町で毎年出しております実質公債費比率は、将来にわたっての比率はどうかという御質問であったというふうに理解しておるわけでございますが、この実質公債費比率につきましては、御存じのように、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、毎年毎年算出しながら公表するという義務づけがなされておるわけでございます。この財政健全化法の中で規定をされております実質公債費比率は、あくまでも決算を前提としたものでございまして、予算ベースでは算出することにはしておりません。したがって、平成24年6月定例会にも報告をさせていただきましてとおり、平成23年度の決算によりまして実質公債費比率につきましては12.5%でございました。そういったことで御理解いただきたいと存じます。

それとあわせて、将来的な傾向につきまして少しお話をさせていただきますが、12年の決算に基づきます実質公債費比率につきましては13.3%でございました。先ほど一般会計の予算の中でも御説明いたしましたが、今の現状でまいりますと、公債費といいますのは、右肩下がりです。今推移してきております。そういったことから予測いたしますと、この実質公債費比率につきましては、将来にわたりますと減っていくものというふうに予想しております。そういったことで御理解をいただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第27号 平成25年度垂井町一般会計予算から議第36号 平成25年度垂井町水道事業会計予算は、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長を除く全議員12名を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議長を除く全議員12名の諸君を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後 1 時18分 休憩

午後 1 時19分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に木村千秋君、副委員長に江上聖司君が互選されましたので、報告いたしておきます。

- 日程第 5
- 議第 1 号 垂井町民栄誉賞条例の制定について
  - 議第 2 号 垂井町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について
  - 議第 3 号 垂井町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
  - 議第 4 号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
  - 議第 5 号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
  - 議第 6 号 垂井町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
  - 議第 7 号 垂井町移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
  - 議第 8 号 垂井町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
  - 議第 9 号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について
  - 議第10号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
  - 議第11号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について
  - 議第12号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
  - 議第13号 垂井町障害児通園施設設備及び管理に関する条例の一部改正について
  - 議第14号 垂井町一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正について
  - 議第15号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
  - 議第16号 垂井町道路占用料徴収条例の一部改正について
  - 議第17号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
  - 議第18号 垂井町都市公園条例の一部改正について

- 議第19号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第20号 垂井町下水道条例の一部改正について
- 議第21号 垂井町消防団員等公務災害補償条例等の一部改正について
- 議第22号 垂井町水道事業給水条例及び垂井町簡易水道給水条例の一部改正について
- 議第23号 垂井町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例及び垂井町国民健康保険高額医療費資金貸付条例の廃止について
- 議第24号 不破郡障害者自立支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 議第25号 町道路線の認定について
- 議第26号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて

議長（広瀬文典君） 日程第5、議第1号 垂井町民栄誉賞条例の制定についてから議第26号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについてまでを一括議題といたします。朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第1号から議第26号まで一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第1号 垂井町民栄誉賞条例の制定につきましては、スポーツ、文化、芸術等の各分野において特に顕著な功績がある者に対し垂井町民栄誉賞を贈り、その栄誉をたたえ、あわせて町民の誇りを高めることを目的に条例を制定するものであります。

議第2号から議第9号、議第14号、議第17号、議第18号及び議第20号につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の成立に伴い、これまで国が法令で定めていた義務づけ、枠づけの基準が見直され、施設や公物の設置管理基準の一部が条例に委任されることになったため、それぞれの条例において基準を定めるものであります。

さらに、議第17号 垂井町町営住宅条例の一部改正につきましては、入所手続の規定において連帯保証人に係る基準を緩和するため、また議第20号 垂井町下水道条例の一部改正におきましては、下水道法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第10号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正につきましては、垂井町民栄誉賞審査委員会の設置、不破郡障害者自立支援認定審査会の名称変更等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第11号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、平成24年人事院勧告

に伴い、50歳代後半層における給与水準の上昇を抑制するため、所要の改正を行うものであります。

議第12号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきましては、国民健康保険税の税率を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

議第13号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、いずみの園を垂井東こども園開園に伴い空き施設となる綾戸保育園園舎に移転するため、所要の改正を行うものであります。

議第15号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、垂井町斎場及び霊柩車の使用料を改定するため、所要の改正を行うものであります。

議第16号 垂井町道路占用料徴収条例の一部改正につきましては、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第19号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、垂井駅南駐車場の廃止等のため、所要の改正を行うものであります。

議第21号 垂井町消防団員等公務災害補償条例等の一部改正につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布され、障害者自立支援法の名称が改められたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第22号 垂井町水道事業給水条例及び垂井町簡易水道給水条例の一部改正につきましては、水道料金体系のうち公共プール用を廃止し一般料金に統合するため、所要の改正を行うものであります。

議第23号 垂井町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例及び垂井町国民健康保険高額医療費資金貸付条例の廃止につきましては、国民健康保険の高額療養費給付制度において、被保険者が当町の高額医療費資金の貸付制度を利用する必要がないため、事業を終了し、関係条例を廃止するものであります。

議第24号 不破郡障害者自立支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議につきましては、議第21号と同じく、障害者自立支援法の名称が改められたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第25号 町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、新たに垂井166号線ほか6路線を町道として認定しようとするものであります。

議第26号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れにつきましては、平成25年度において公共下水道事業収入が見込めないため、垂井町一般会計から垂井町下水道事業特別会計へ繰り入れをしようとするものであります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは、私のほうからは、議第1号、議第10号、議第11号及び議第21号についての補足説明をさせていただきます。

条例の一部改正等につきましては、お配りしてございます条例の一部を改正する新旧対照表をあわせてごらんをいただきたいと存じます。

それでは、まず初めに、議第1号 垂井町民栄誉賞条例の制定について補足説明をさせていただきます。

今回、条例の制定に当たりましては、目的でございますが、後にも説明させていただきますが、福祉の増進、産業、経済、スポーツ、文化等々各分野におきまして、特に顕著な功績があった方に町民栄誉賞を授与しまして、それぞれ栄誉をたたえ、あわせて町民の誇りを高めることを目的としてされるものでございます。

それでは、条文の説明に入らせていただきます。

1枚めくっていただきまして、垂井町民栄誉賞条例でございますが、目的につきましては、今申し上げたとおりでございます。

第2条につきましては、栄誉賞の授与でございますが、目的と同じく、本町に住所を有しておられる方は当然でございますが、本町に縁故の深い方に関しましても表彰の対象にしたいと。そして、団体につきましても、表彰の対象にしたいという旨の規定でございます。それぞれ公共の福祉の増進、産業、経済、スポーツ、文化、芸術その他あらゆる分野におきまして、特に顕著な功績がある者につきまして、その栄誉賞を授与する旨の規定でございます。

次に第3条でございますが、町民栄誉賞審査委員会を設置してまいりたいと。といいますのは、客観性を担保するという意味からも、町長の諮問機関といたしまして、垂井町民栄誉賞審査委員会を設置して、それぞれ意見を徴取した中で、町民栄誉賞の授与につきまして答申をしていただくようなことで決定に向けて進めてまいりたいと考えてございます。

委員会の組織及び運営に関しましては、これはまた規則等で別に定めさせていただくこととしております。

続きまして第4条でございますが、受賞者の決定でございますが、今申し上げました委員会の答申に基づきまして、受賞者を決定してまいりたいという旨の規定でございます。

次に第5条でございます。表彰の方法の規定でございますが、表彰につきましては、表彰状及び記念品を贈るものとさせていただくという規定でございます。

次に第6条、表彰の時期でございますが、やはり表彰につきましては、随時行わせていただきたいということで、こういった規定とさせていただいております。

続きまして第7条につきましては、業績の公表ということで、栄誉賞を授与された方につきましては、町報等で公表をさせていただきたいと。

次に第8条につきましては、表彰前の死亡ということで、もし受賞決定後に受賞者の方がお

亡くなりになった場合につきましても、表彰状、記念品等につきましても、町民の誇りを高めるということからしても、遺族の方に贈るという規定でございます。

次に第9条につきましても、栄誉賞の取り消しについての規定でございます。

第10条でございますが、委任規定でございます。この条例の施行に関しまして必要な事項につきましても、規則で定めさせていただきたいという旨の規定でございます。

なお、附則につきましても、この条例につきましても、平成25年4月1日から施行をさせていただき旨の規定であります。

続きまして、議第10号でございます。こちらにつきましても、垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

お配りしてございます新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。

それでは、条文の説明に入らせていただきます。

垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和35年垂井町条例第14号）の一部を次のように改正するというところでございますが、第1条につきましても、御存じのように、報酬の支給の範囲並びに額を定める条文でございますが、第1条第29号でございますが、こちらにつきましても、「削除」という文言に改めるものでございます。この29条につきましても、従来から幼児教育指導員が規定をされておるところでございます。この幼児教育指導員につきましても、教育委員会の要綱で設置をされているものでございましたが、ここ何年か設置していないといった現状もございました。しかしながら、昨今、幼保一元化等に伴いまして、片方では、幼児教育に関する相談、指導も必要となってまいりまして、そういったことに対応するために、平成25年度からは、相談等の実態に即しまして幼児教育指導員を設置していくわけでございますが、設置の形態を臨時職員として設置してまいりたいと。したがって、賃金体系の中で労働の対価といえますか、支払っていききたいというようなことで、今回削除いたすものでございます。

次に、第1条第56号でございます。こちらにつきましても後ほど出てまいりますが、障害者自立支援法が障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められたわけでございます。そういった経緯の中で、不破郡障害者自立支援認定審査会の名称も「不破郡障害者総合支援認定審査会」に改められることに伴いまして、審査会委員の名称を「不破郡障害者総合支援認定審査会委員」と改めるために改正をするものでございます。

次に、第1条に次の1号を加えるということでございますが、先ほど条例の制定をお願いいたしました垂井町民栄誉賞審査委員会委員、こちらの委員の制度を追加するものでございます。

次に、第3条中、「農村総合整備モデル事業推進協議会委員及び幼稚園長」を「農村総合整備モデル事業推進委員会委員」に改めるということでございますが、端的に申し上げまして、この「幼稚園長」を削除するわけでございますが、幼保一元化に伴いまして、幼稚園長につきましても、従来、兼務という形で各小学校の校長をお願いしておったわけでございますが、この

兼務を解きまして、一般職員で対応するといったことで、一般職員となりますと旅費になります。したがって、この第3条につきましては、費用弁償の規定でございまして、その費用弁償の条項から「幼稚園長」を削除する旨の規定でございまして。

次に、別表でございまして、第26号につきまして、先ほど第1条で29条を削除という旨御説明いたしましたが、幼児教育指導員についての部分を削除として改めるものでございまして。

次に、別表第53号中、こちらにつきましても、先ほど別表1条の第56号で御説明いたしましたように、不破郡障害者自立認定審査会委員の名称が不破郡障害者総合支援認定審査会委員に改められたことによりまして改正を行うものでございまして。

次に、同表に次の1号を加えるということで63号でございまして、垂井町民栄誉賞認定審査会委員の報酬の日額を4,200円として定めるものの規定を追加するものでございまして。

なお、附則といたしまして、この条例につきましては、平成25年4月1日から施行させていただきたいというふうに思っております。よろしく御理解いただきたいと思います。

続きまして、議第11号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございまして。

条文について御説明させていただきます。

1ページをめくっていただきたいと思います。存じますが、垂井町職員の給与に関する条例（昭和32年垂井町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正の中身でございまして、るる掲げられてございましてけれども、内容につきましては、第6条につきましては、もとよりこの条文は、昇給について定めておる条文でございまして。通常、一般的な職員につきましては、1年に1回、4月1日が昇給月でございまして、昇給するわけでございまして。そうした中で、今回、第6条の第3号でございまして、55歳を超える職員の昇給についての規定でございまして、従来、この昇給につきましては、一般的には4号級昇給するわけでございまして、55歳を超える職員につきましては、2号級を標準として昇給しておったわけでございまして、今後、その昇給日前1年間における勤務成績が極めて良好、または特に良好である職員に限って昇給させることとする旨でございまして。また、昇給の号級等につきましては、勤務成績に応じ、町の規則で定める基準に従い決定する旨に改めるといったものでございまして、いわゆる55歳以上の職員等についての昇給抑制をこの条文で図るものでございまして。

附則でございまして、この条例につきましては、平成25年4月1日から施行させていただくものでございまして。

続きまして、議第21号 垂井町消防団員等公務災害補償条例等の一部改正についてでございまして。

こちらの条例の改正につきましては、複数の課が管理しております条文の改正でございまして、私のほうで一括して補足説明をさせていただきたいということでございまして。

改正する条例をまず先にお示しをさせていただきたいと思っております。

第1条につきましては、垂井町消防団員等公務災害補償条例。

第2条につきましては、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例でございます。

第3条につきましては、垂井町障害者福祉手当条例。

第4条では、垂井町ねたきり老人等介護者慰労金支給に関する条例。

第5条では、垂井町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例及び第6条につきましては、垂井町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例でございます。

それぞれ一部を改正するものでございますが、主な内容につきましては、障害者自立支援法の法律の名称が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められたことによりまして、それぞれ条例の中で引用している法律の名称を改めるものでございます。

なお、第7条につきましてはでございますが、こちらにつきましても、先ほども御説明いたしました不破郡障害者自立認定審査会の特別会計条例の設置が条例で規定されておるわけでございますが、そちらの条例の題名を「不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計条例」と改めるとともに、条例第1条中の審査会の名称につきましても「不破郡障害者総合支援認定審査会」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例につきましては、平成25年4月1日から施行するものとしておるところでございます。

以上、私のほうに関係しております条例の制定、あるいは条例の一部改正等について補足説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、御理解を賜りますようお願いをいたします。

以上、補足とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） ただいま上程されております健康福祉課所管に係ります議第2号、議第3号、議第4号及び議第13号並びに議第24号につきまして補足説明を申し上げます。

では、議第2号及び議第3号並びに議第4号につきまして、提案説明にもありましたように、平成23年に国が推進しております地方分権改革の一環として、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律が施行され、この法律により介護保険法の改正が行われ、町が指導・監督の権限を有する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに係る事業等の指定に関する基準及び地域密着型サービスと介護予防サービスに係る人員、設備及び運営に関する基準について、3つの条例で定めることといたしました。条例の制定に当たっては、国の基準省令を踏まえて定めることとされており、国の基準に従うべき基準、国の基準を標準として定める標準、国の基準を参酌して定める参酌すべき基準と条例委任する場合の類型が定められており、これに従って条例を策定しております。

では、議第2号についてでございます。垂井町指定地域密着型サービス事業等の指定に関する基準を定める条例についてでございます。

1 ページをおめくりいただきたいと思いますが、本文でございます。

1 条におきまして、趣旨を述べさせていただいております。

第 2 条におきまして、地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を29人以下と定めるものでございます。

第 3 条におきましては、全サービスの事業の申請者の資格については、法人とするというものでございます。

第 2 条及び第 3 条に係る国の類型基準は従うべき基準であるため、国の基準を採用しております。

附則で、施行日を平成25年 4 月 1 日と定めるものでございます。

次に、議第 3 号でございます。垂井町指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についてでございます。

これにつきましては、8 つのサービスについての基準を定めております。

本則202条及び附則19条で条例を規定しております。

指定地域密着型サービスの事業の一般原則を、申しわけありませんが、1 ページをお開きいただきたいんですが、目次が出てくるわけですが、そのところで、サービス事業の一般原則を 1 章の総則で規定をいたしまして、2 章から 9 章で 8 つのサービスに対する基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めさせてもらっております。

まず、4 ページの第 2 章におきまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、これにつきましては、24時間対応の訪問サービスでございます。このことについて規定をさせていただいております。

次に、26 ページでございます。

26 ページの第 3 章で、夜間対応型訪問看護についてを規定しております。夜間を限定した訪問サービスでございます。

次に、34 ページの第 4 章で、認知症対応型通所介護について。これは、認知症の高齢者がデイサービスに通い、家庭的な環境のもとで利用者の心身の機能の維持、家族の介護負担の軽減を行うサービスでございます。

次に、45 ページでございます。45 ページの第 5 章で、小規模多機能型居宅介護について。これは、高齢者が居宅で調理、洗濯、掃除等のサービスを受け、また事業所に通い、もしくは短期宿泊し、機能訓練等のサービスを受けることにより、居宅生活の継続を援助するサービスでございます。

次に、61 ページでございます。

61 ページの第 6 章におきましては、認知症対応型共同生活介護についてでございます。これは、グループホームについての規定でございます。認知症の高齢者が共同生活住居で生活上のお世話と機能訓練を行い、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助を行うものでございます。

次に、71ページでございます。

71ページの第7章におきましては、指定地域密着型特定施設入居者生活介護について。これは、有料老人ホームなどで定員29人以下の施設に入居し、生活相談、機能訓練及び療養上の世話等のサービスについて規定をしております。

次に、83ページでございます。

83ページの第8章におきましては、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について。これは、定員29人以下の特別養護老人ホームに入居し、生活相談、社会生活上の便宜供与、機能訓練及び療養上の世話等のサービスを規定しております。

次に、110ページの第9章でございます。

110ページの第9章におきましては、複合型サービスについて規定をしております。これは、小規模多機能型居宅介護サービスに訪問介護のサービスを組み合わせ、居宅における生活の継続が可能となるようサービスを行うものでございます。

今御説明を申し上げました8つのサービスのうち、第4章で定める認知症対応型通所介護と、第6章の認知症対応型共同生活介護を行う事業所、つまりグループホームでございますが、この事業所以外は垂井町にはございませんが、その他のサービスにおいても条例を制定していくものでございます。

次に、各章の各節でサービスの基本方針並びに人員、設備、運営について規定をさせていただいております。まず第1節で、それぞれのサービスの定義となる基本方針を規定しております。第1節に関しましては参酌すべき基準となっておりますが、国の基準を上回る内容や、異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域の特性は認められないと考え、国の基準を採用しております。

次に第2節は、各サービスの人員に関する基準を定めさせていただいております。

従業員とその員数に関しては、条例内容を直接拘束する、必ず適応しなければならない従うべき基準とされておりますので、そのまま採用をしております。

第3節は、設備に関する基準を規定させていただいております。事業の運営を行うための設備及び備品について基準を定めさせていただいております。これにつきましては、国の基準を標準とする範囲内としておりますので、国の基準を上回る内容や異なる内容を定めるほどの特段の事情がないとし、そのまま採用しております。

次に、第4節で運営に関する基準を定めております。利用者、入居者の人権に直結する各サービスの共通的なものとして、内容、手続の説明、同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、事故発生時の対応について、また個別サービスに該当するもので、同居家族に対するサービス提供の禁止、身体拘束等の禁止、利用者負担で従業員以外の者による介護の禁止、入院期間中の取扱規定については従うべき基準とされており、国の基準を採用しております。

その他の規定につきましては参酌すべき基準となっており、基本的には国の基準を採用しておりますが、各サービスの記録整備についての規定と介護老人福祉施設入居者生活介護におけ

る居室定員に関する基準につきましては、国の基準と異なる基準といたしておるところでございます。

まず、各サービスの記録の整備についてでございますが、サービスを提供した場合において、記録を整備することとなっており、その記録の保存年限を規定しております。国の基準におきましては、2年間としているものを5年間として定め、国と異なる基準としていきます。これは、介護報酬の過払い等の返還請求権の消滅時効が地方自治法第236条第1項に5年と定められていることから、請求権のある5年間とするものでございます。

次に、介護老人福祉施設入所者生活介護サービスとして提供する場合の居室の定員が2名とされているところを、居室の定員を2名以上4人以下と定めるものでございます。これは、4人部屋の整備を可能とするものでございます。また、県は特別養護老人ホームの居室定員を1居室の定員は4人以下とすることと規定したため、県条例との整合性を図っていくものでございます。

附則におきまして、第1条で、施行日を平成25年4月1日と定めるものでございます。

第2条から9条におきまして、平成18年3月31日において、サービス事業所として指定されていたものに係る経過措置を規定しております。

第10条から第12条で、病院または診療所の病床の転換に係る経過措置を規定し、13条から17条において、一部ユニット型介護老人福祉施設に係る経過措置を、第18条で研修者に係る経過措置、第19条でオペレーターに係る経過措置を規定しているものでございます。

議第3号につきましては、以上でございます。

次に、議第4号についてでございます。もう1つの別冊のほうでございます。

垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてでございます。この条例につきましては、要支援者に対する介護予防サービスとして規定していくものでございます。サービスの内容といたしましては、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護並びに認知症対応型共同生活介護の事業に係る人員、設備及び運営等の基準を基準省令を踏まえて定めていくものでございます。

議第3号で説明をさせていただいた条例の構成及び内容とも同様のものとなっており、第1章で総則、第2章、第3章、第4章で、各介護予防サービスに係る基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的支援の方法に関する基準を定めさせていただいておるところでございます。

なお、記録の保存年限を5年間とし、1居室の定員を2人以上4人以下と規定していくものでございます。

これにつきましても、附則に、第1条で、施行日を平成25年4月1日と定めておるところでございます。

第2条、第3条では、研修規定に係る経過措置を定めておるところでございます。

次に、議第13号でございます。垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

お手元の新旧対照表につきましては、10ページでございます。

今回の改正につきましては、平成24年6月1日から、合原幼稚園園舎で運営をしておりましたいずみの園を、平成25年4月1日から現在の綾戸保育園で運営を行うため、改正を行うものでございます。

では、本文でございます。

第2条第2号中「垂井町栗原1136番地の1」を「垂井町綾戸262番地」に改めるものでございます。

附則において施行日を定めております。この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議第24号でございます。不破郡障害者自立支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について補足説明をさせていただきます。

新旧対照表は51ページでございます。

この規約改正につきましては、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められたことにより、所要の改正を行うものでございます。

本文でございます。第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、第2条中「不破郡障害者自立支援認定審査会」を「不破郡障害者総合支援認定審査会」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、健康福祉課所管の条例につきまして、補足説明をさせていただきました。よろしく御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 私からは、建設課所管に関します9つの議案の補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議第5号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてでございます。

今回の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、道路法の一部が改正され、町が管理する道路の構造の技術的基準等について、政令、道路構造令でございます。これで定める基準を参酌して条例で定めるものでございます。

それでは、条例案について説明をさせていただきます。

この条例は44条で構成されておりまして、第1条から第3条までは趣旨、定義、道路区分を、第4条から第44条までは、町道の構造の一般的、技術的基準40項目を規定いたしております。

具体的には、車線、車線の分離、副道、路肩、停車帯、自転車道、自転車歩行者道、歩道、歩行者の滞留用部分、積雪地域道路の中央帯幅員、植樹帯、設計速度、車道屈曲部、曲線半径、曲線部片勾配、曲線部の車線拡幅、緩和区間、視距、縦断勾配、登坂車線、縦断曲線、舗装、横断勾配、合成勾配、排水施設、平面交差または接続、立体交差、鉄道との平面交差、待避所、交通安全施設、凸部、狭窄部、乗合自動車の停留所に設ける交通島、自動車駐車場、除雪施設その他の防護施設、トンネル、橋、高架の道路、附帯工事等の特例、小区間改築の場合の特例、自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路の以上40項目でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行させていただくものです。

本条例中の一般的、技術的基準については、町道の安全性、円滑性を図るため、当町は政令と同じ内容の基準といたしております。

ただし、歩道幅員について、第12条第3項です。条例案の7ページ、2行目でございますが、ここにおいて、政令では最低2メートル以上とすることとなっておりますが、住宅密集地等の地域の状況を踏まえ、1.5メートルまで縮小できる緩和規定を追加いたしております。

以上、垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について補足説明をさせていただきました。

続きまして、議第6号 垂井町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてでございます。

こちらにつきましても、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、道路法の一部が改正され、町道に設ける道路標識の寸法について、府省令、これは道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、通称標識令と申しておりますが、参酌して条例で定めるものでございます。

それでは、条例案について説明させていただきます。

この条例は2条で構成されておまして、第1条で条例の趣旨を、第2条で道路標識の寸法を規則に委任する旨を規定いたしております。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行させていただくものでございます。

本条例に基づき制定することとなる規則中の標識の寸法と文字の大きさについては、町道における交通の安全を確保するため、当町は、省令と同じ内容の基準といたしたいと考えております。ただし、自動車専用道路に係る基準は除外いたします。

以上、垂井町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について補足説明をさせていただきました。

続きまして、議第7号 垂井町移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

こちらにつきましても、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する

法律の一部が改正され、町が管理する道路のうち、特定道路の構造に関する基準等については、省令、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令でございますが、これで定める基準を参酌して、条例で定めるものでございます。

それでは、条例案について説明をさせていただきます。

この条例は34条で構成されておりまして、第1条から第2条までは総則でございまして、趣旨と定義を、第3条から第10条までは、歩道等について、設置、有効幅員、舗装、勾配、歩道と車道の分離、高さ、横断歩道に接続する歩道等の部分、車両乗り入れ部を、第11条から第16条までは、立体横断施設について、設置、エレベーター、傾斜路、エスカレーター、通路、階段を、第17条から第18条までは、乗合自動車停留所について、高さ、ベンチ及び上屋を、また第19条から第29条までは、自動車駐車場について、障害者用駐車施設、障害者用停車施設、出入り口、通路、エレベーター、傾斜路、階段、屋根、便所、便所に便房を設ける場合、その準用についてを、第30条から第34条までは、移動円滑化のために必要なその他の施設について、案内標識、視覚障害者用誘導用ブロック、休憩施設、照明施設、防雪施設を規定いたしております。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行させていただくもの、また市街化の状況、あるいは地形の状況、その他特別の理由によりやむを得ない場合について、経過措置を設けるものでございます。

本条例中の基準については、特定道路の安全性、円滑性を図るため、当町は、省令と同じ内容の基準といたしております。ただし、路面電車停留所等に関する項目は当町に必要性がないため、規定いたしておりません。

以上、垂井町移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について補足説明をさせていただきました。

続きまして、議第8号 垂井町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

こちら、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、都市公園のバリアフリー化に関する基準等について、省令、これは移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令でございますが、これで定める基準を参酌して、条例で定めるものです。

それでは、条例案について説明をさせていただきます。

この条例は、14条から構成されておりまして、第1条から第3条までは趣旨、定義、一時使用目的の特定公園施設を、第4条から第14条までは、対象となる特定公園施設8項目を規定いたしております。具体的には、園路及び広場、屋根つき広場、休憩所及び管理事務所、野外劇場及び野外音楽堂、駐車場、便所、水飲み場及び手洗い場、掲示板及び標識の以上8項目でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行させていただくものです。

本条例中の基準については、国の標準値を目標に公園整備を行っていくことが適正であると考えるため、当町は、省令と同じ内容の基準といたしております。

以上、垂井町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について補足説明をさせていただきました。

続きまして、議第16号 垂井町道路占用料徴収条例の一部改正についてでございます。

新旧対照表は15ページでございます。

この条例改正につきましては、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部が改正され、道路占用許可対象物件に新たに太陽光発電設備及び風力発電設備並びに津波避難施設が追加されたことに伴い、改正前の道路法施行令第7条各号のうち、第2号から第11号までが2号ずつ繰り下げられますので、この号名移動に対応するため、改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

この条例別表（第2条関係）の占用物件欄中の令第7条2号から第6号までの規定引用が6カ所ございますので、それぞれ号名を2号ずつ繰り下げしております。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行させていただくものです。

なお、太陽光発電設備及び風力発電設備の占用許可対象物件への追加については、当町では、現状において占用要望がないため、今後の状況等を見きわめた上で条例改正等の必要な対応を検討することといたします。

また、津波避難施設の占用許可対象物件の追加についても、避難施設の必要性がないため、追加は見送ることといたします。

以上、垂井町道路占用料徴収条例の一部改正について補足説明をさせていただきました。

続きまして、議第17号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてでございます。

新旧対照表は、16ページから23ページでございます。

この条例改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公営住宅法の一部が改正され、町営住宅条例の入居資格については政令 公営住宅法施行令でございますが 規定する上限の範囲内で、また整備基準については省令 公営住宅等整備基準でございます を参酌して条例で定めるものです。

また、あわせて入居の促進を図るため、連帯保証人の基準を緩和するものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

まず、目次及び条例本文について、第1章の次に第1章の2、町営住宅等の整備（第3条の2から第3条の7）を追加し、整備基準、整備の基本方針、敷地の基準、敷地の安全等、町営住宅の基準、共同施設の基準を定めております。

次に、第5条第1項2号について、これまではアにおいて、障害者、高齢者、就学前児童世帯を、イにおいて、災害により住宅を滅失した者、どちらも収入上限を一律21万4,000円とい

たしておりましたが、改正後は、アで中学卒業するまでの児童・生徒世帯についてのみ25万9,000円に引き上げ、障害者については、同条同項のイ（ア）において、高齢者については（イ）で、災害により住宅を滅失した者については（ウ）で、これまでどおり21万4,000円といたします。

また、第2号ウは、それ以外の者を15万8,000円とする規定でございまして、金額に変更はございませんが、文言のみを改めるものでございます。

また、第10条第1項第1号について、これまでは入居手続の連帯保証人の要件を町内在住者2人といたしておりましたが、そのうち1人は町内在住者と改めるものでございます。

第14条2項については、収入の申告方法の規定でございまして、内容に変更はございませんが、文言のみを改めるものでございます。

本条例中の町営住宅の整備基準については、省令と同じ内容の基準といたしております。また入居収入基準については、子育て世帯に配慮し、その上限額を引き上げ、それ以外の世帯は従来どおりといたしております。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行させていただくものです。

以上が、垂井町町営住宅条例の一部改正について補足説明をさせていただきました。

続きまして、議第18号 垂井町都市公園条例の一部改正でございます。

新旧対照表は23ページから32ページでございます。

この条例改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、都市公園法の一部が改正され、都市公園の設置基準等について、政令 都市公園法施行令でございますが を参酌し、条例で定めるものです。

また、あわせて都市公園法の規定との整合、あるいは文言の整備等を行うものでございます。それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

まず、地域主権一括法に関する部分について御説明をします。

第3条の次に第3条の2を追加し、設置及び規模に関する技術的基準として、第1号において、住民1人当たりの敷地面積の基準を、第2号アからエまでにおいて、都市公園の種類に応じた配置と規模の基準を、第3号において、緩衝緑地等の配置と規模の基準を定めております。

さらに、3条の2の次に第3条の3を追加し、第1項において、都市公園内に建築物を建築する際の建築面積の基準を第2項から第5項までにおいて、特例が認められる公園施設の建築面積の基準を種別ごとに定めております。

以上の基準については、国の標準値を目標に公園整備を行っていくことが適正であると考えするため、政令と同じ内容の基準といたしております。

次に、地域主権一括法以外の部分についてでございます。目次について、これまでございませんでしたので、新たに追加をいたしております。

また、構成についてこれまで3章24条でございましたが、第3条の2と第3条の3、第8条

の2を加えた6章24条に改めております。

第1条、第2条、第3条においては、文言の改正でございます。

4条においては、第5号として禁止行為に張り紙を追加し、以下の号数を繰り下げ、かつ文言を改めております。

第5条においても文言の改正でございます。

第8条の次に第8条の2を追加し、法第6条第3項ただし書きの条例で定める軽易な変更について定めております。

第12条、第13条、第15条、第16条、第19条、第20条、第22条、第23条においても、都市計画法の規定との整合、あるいは文言の改正となっております。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行させていただくものでございます。

以上、垂井町都市公園条例の一部改正について補足説明をさせていただきました。

続きまして、議第19号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

新旧対照表は、32ページから34ページでございます。

この条例改正につきましては、効率的な財政運営の推進を図るため、利用者が減少し、収支が悪化する垂井駅南駐車場を平成24年度末をもって廃止し、あわせて利用できる車両の制限を改め、遵守義務の規定を加え、さらに文言の整備を行うものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

まず、第2条において、名称及び位置の欄中の「垂井町営垂井駅南駐車場」を削除いたしております。これにより、新旧対照表の34ページの別表 第6条関係でございますが、区分欄及び金額欄中の垂井駅南駐車場の金額を削除いたしております。

戻りまして、第4条において、利用できる車両をこれまでは自動車のうち自動2輪車以外のもの幅と奥行きが規定以下のものとしたしてありましたが、普通自動車で、長さ、幅、高さが規定以下のものと改めております。

第5条及び第8条において、文言の整備をいたします。

第6条においては、第3項にただし書きを追加し、既納の料金について特別の理由がある場合は還付することができることといたします。

あわせて、第4項において、文言の整備をいたします。

第7条においては、遵守義務として第3号の次に「長期間にわたって自動車を放置しないこと。」を追加し、これにより、第4号を1号繰り下げて、第5号といたしております。

さらに、第7条に第2項を追加し、遵守義務違反者に駐車場からの退去を命ずることができることといたしております。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行させていただくものです。

以上、垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただ

だきました。

続きまして、議第25号 町道路線の認定についてでございます。町道路線認定調書をあわせてごらんをいただきたいと思います。

今回の町道認定路線は7路線でございます。

初めに、路線番号1166、路線名、垂井166号線でございます。起点は、垂井町字金福地990番地先、終点は、同987番1地先でございます。これは垂井こども園の宅地開発計画に伴って、町保健センター及びデイサービスセンターの東側に沿って南北に延長100メートル、幅員8メートルの道路新設を行うためのものでございます。

次に2番目、路線番号5171、路線名、府中89号線でございます。起点は、垂井町府中字清水1515番7地先、終点は、同1515番6地先でございます。これは北清水地内の宅地開発により整備された延長26メートル、幅6メートルの私道を垂井町私道寄附採納要綱に基づき、平成24年度中に寄附を受けたものでございます。

続きまして3番目、路線番号7072、路線名、綾戸72号線でございます。起点は、垂井町綾戸字荒越897番2地先、終点は、同897番124地先でございます。綾戸8号地内の、これも宅地開発により整備された延長284.9メートル、幅員6メートルの私道を先ほど同様に平成24年度中に寄附を受けたものでございます。

続きまして4番目、路線番号7073、路線名、綾戸73号線でございます。起点は、垂井町綾戸字河原道1113番67地先、終点は、同1113番2地先でございます。綾戸6号地内、日之出印刷所の西で、垂井綾戸線から南に向かって延長53メートル、幅員6メートルの道路を新設し、同じく今回認定予定の次に説明いたします町道74号線と連結する道路改良を行うためのものがございます。また、平成24年度に道路改良事業として測量設計業務を実施いたしております。

続きまして5番目、路線番号7074、路線名、綾戸74号線でございます。起点は、垂井町綾戸字河原道1113番57地先、終点は、同1113番36地先でございます。綾戸6号地内、これも日之出印刷所の西で、宅地開発により整備された延長77メートル、幅員6メートルの私道を平成24年度中に寄附を受けたものに加え、それをさらに西に向かって61メートル延長し、先ほど説明しました、今回認定予定の綾戸73号線と連結し、さらにその西にあります既設町道まで連結をさせる総延長138メートル、幅員6メートルの道路改良を行うためのものがございます。こちらも平成24年度に道路改良事業として測量設計業務を実施いたしております。

続きまして6番目、路線番号7075、路線名、綾戸75号線でございます。起点は、垂井町綾戸字不破ノ初136番1地先、終点は、同122番1地先でございます。綾戸5号東地内、大垣街道踏切からJR南側沿いにあります町道を西に少し入ったところから南に向かって既設町道へ連結する延長100メートル、幅員4メートルの道路新設を行うためのものがございます。

続きまして7番目、路線番号7076、路線名、綾戸76号線でございます。起点は、垂井町綾戸山ヶ道971番8地先、終点は、同971番7地先でございます。綾戸8号地内の綾戸平尾線東駒引住宅の東付近でございますが、ここから南方向に向かって既設町道まで連結する延長26メー

ル、幅員4メートルの道路改良を行うためのものがございます。

以上、7路線の町道路線の認定について補足説明をさせていただきました。

建設課所管に关します議案は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

上下水道課長（高木一幸君） 私のほうからは、上下水道課の所管に係ります議第9号、議第20号、議第22号及び議第26号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議第9号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定につきまして補足説明をさせていただきます。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、水道法が一部改正されたことに伴い、これまで法令で規定されていた布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事の基準並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準について、国の基準を参酌して新たに定めるものがございます。

それでは、条文の説明に入らせていただきます。

まず第1条は、条例の趣旨でございます。

次に第2条は、布設工事監督者を配置する工事の規定でございます。水道法で定められた取水施設、浄水施設などの水道施設の新設工事や1日最大給水量、水源の種別、取水地点、または浄水方法の変更に係る工事、または沈殿池、ろ過地、浄水池などの新設、増設、または大規模の改造に係る工事とするものがございます。

次に第3条は、布設工事監督者の資格の規定でございます。布設工事監督者の資格としては、第1号から第4号で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校などを卒業した場合におけるそれぞれおさめる学科目及び水道工事に関する実務経験年数を定めております。

また、第5号で10年以上の実務経験を有するものとしております。

第6号から第8号では、大学院研究科、外国の学校を卒業した場合及び技術士法の規定による上下水道部門に合格した者、第9号では、その他町長が各号に掲げる者と同等以上の技能を有する者と認める者としております。

また第2項では、簡易水道につきましては、それぞれ掲げる経験年数を2分の1とするものがございます。

次に、第4条は、水道技術管理者の資格の規定でございます。水道技術管理者の資格としましては、第1号で水道の布設工事監督者に必要な資格を有する者とし、第2号で、土木工学以外の工学、理学、農学などの学科目をおさめて卒業し、それぞれ実務経験年数を有する者、第3号で10年以上水道に関する実務経験年数を有する者、第4号で、高額、理学、農学などの学科目、並びにそれらに相当する学科目以外の学科目をおさめて卒業し、それぞれ実務経験年数を有する者、第5号で外国の学校を卒業した場合を、第6号で厚生労働大臣の登録を受けた者

が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者、第7号でその他町長が全各号で掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者としております。

また第2項で、簡易水道につきましては、それぞれ掲げる経験年数を2分の1とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。次に、議第20号 垂井町下水道条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。お手持ちの新旧対照表、35ページもごらんいただきたいと存じます。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、下水道法等が改正されたことに伴い、下水道管、終末処理場、都市下水路の構造基準、終末処理場及び都市下水路の維持管理基準につきまして、下水道法施行令に規定された基準を参照し、それらを参酌する中で、施行令と同じ内容の基準を定めるものでございます。

また、特定事業所から公共下水道に排除される下水の水質の基準は政令の基準に従い定められておりまして、除外施設の設置についても条例で規定しておりますが、下水道法施行令の改正に伴いまして、公共下水道に排除する下水の水質基準を追加するために、所要の改正を行ったものでございます。

それでは、条文の説明に入らせていただきます。

まず第1条は、条例の趣旨でございますが、今回の改正に伴い、文言の追加をしております。

次に、第3条は用語の定義ですが、新たに都市下水路に関する規定を定めることから、下水道法ごとに都市下水路の定義を記述しております。

次に第28条は、公共下水道が処理できない物質を含む汚水に係る除外施設の設置等についての基準でございますが、新たに第27号に下水に含まれる1.4 - ジオキサンに関する水質規制の基準を追加し、その基準値を1リットルにつき0.5ミリグラム以下に設定するものでございます。

また、第4章の次に第5章として、公共下水道及び都市下水路の布設に関する構造及び維持管理の基準等を新たに加えるものでございます。

第37条の3は、排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準を、次に第37条の4は排水施設の構造の基準を、第37条の5は処理施設の構造の基準を、第37条の6は適用除外の規定でございます。37条の7は終末処理場の維持管理に関する基準を、次に37条の8は都市下水路の構造の基準でございますが、第37条の3、第37条の4、第37条の6の規定は、都市下水路の構造の基準について準用するものとしております。

次に、第37条の9は都市下水路の維持管理の基準を設けております。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第22号 垂井町水道事業給水条例及び垂井町簡易水道給水条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

お手持ちの新旧対照表、47ページもごらんいただきたいと存じます。

今回の改正点は、これまで上水道及び簡易水道の給水区域内における小・中学校及び朝倉運動公園の公共プール用の水道料金につきましては、一般とは別の定額の料金体系で徴収していましたが、水道料金の増加による自主財源の確保を図る目的から、一般と同じ水道料金体系とするため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文の説明に入らせていただきます。

第1条は、垂井町水道事業給水条例の一部改正でございます。今回、上水道の給水区域内の公共プール用の料金体系をなくすことから、第3条は給水装置の種別でございますが、4種あるうち2号の公共プール用を削り、3種とするものです。

次に、第19条の公共用プール用の給水に関する規定を削除するものでございます。

また、第22条の表で水道料金の算定基準を定めておりまして、これまで公共プール用の水道料金は、1カ月につき、基本料金は使用水量50立方メートルまでを1,500円と、超過料金1立方メートルにつき30円で算出した金額との合計に消費税額を加算していましたが、公共プール用の種別を削り、改正後は専用と同じ種別の料金体系となりますので、基本料金は口径別と基本水量により算出し、また超過料金は超過水量により算出し、基本料金と超過料金の合計に消費税額を加算し、水道料金を算出するものでございます。

次に第2条は、垂井町簡易水道給水条例の一部改正でございます。今回、簡易水道の給水区域内の公共プール用の料金体系をなくすことから、第4条は給水装置の種類ですが、第3号の公共プール用を削除いたします。

次に、別表は第8条関係で水道料金の算出基準を定めており、これまで公共プール用の水道料金は、専用給水装置とは別の種別で算出していましたが、専用と同じ料金体系とするため、公共プール用の種別を削除いたします。

なお、基本料金、超過料金とも上水道と同じ算出基準でございます。

なお、あわせまして、一部語句の整理をさせていただきました。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

なお、今回改正する規定は、平成25年5月分として算定する料金から適用するものとしております。

以上が、上下水道課が所管します条例改正等につきましての補足説明でございます。

続きまして、議第26号 平成25年度垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて補足説明をさせていただきます。

地方財政法第6条の規定によりまして、公営企業の経営は、特別会計を設置し、その経費は、公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとございます。ただし、建設途上とかにより財源が得られないなどの特別な理由がある場合につきましては、一般会計から繰り入れることができるとしておるものでございます。

垂井町公共下水道事業特別会計の財源につきましては、国庫補助金、県補助金、下水道使用

料、受益者負担金、下水道債、繰越金などの財源をもって構成されておりますが、公共下水道事業の整備率は24年度末で46.9%とまだ低く、財源不足が生じてくる状態でございます。これらの財源不足につきましては、一般会計から繰り入れをお願いし、財源の収支を図らせていただくものでございます。

それでは、本文の説明を申し上げます。

地方財政法第6条の規定によりまして、次のとおり、平成25年度垂井町一般会計から垂井町公共下水道事業特別会計へ繰り入れるものでございます。

1. 繰入金額は3億7,217万7,000円、2の繰り入れ理由といたしましては、公共下水道事業収入が見込めないためでございます。

よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、上下水道課関係の補足説明とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） 私のほうからは、住民課所管に係ります議第12号、議第14号、議第15号、議第23号の4件につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議第12号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正についてでございます。

御存じのように、国民健康保険につきましては、医療費が増加します反面、保険税の収納額は減少いたしまして、先般は基金を取り崩して財源を確保しましたように、国民健康保険特別会計の運営が非常に厳しいのが現状でございます。

来年度も厳しい状況が予想されます中、安定した国民健康保険制度を維持いたしまして、被保険者が安心して医療機関に受診していただけますように、今回、国民健康保険税に係ります税率の引き上げにつきまして、垂井町税賦課徴収条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、改正条文につきまして説明をさせていただきます。

新旧対照表でございますが、3ページをごらんになっていただきたいと思います。

なお、国民健康保険税の内訳といたしまして、医療費給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の大きく3つがございまして、それぞれ応能分の所得割りと資産割り、応益分の均等割と世帯平等割りの4方式で定められた構成となっております。

それでは初めに医療費給付費分でございますが、第154条第1項では、所得割額につきまして、「100分の5.5」を「100分の6.4」に、第155条では資産割額につきまして、「100分の26」を「100分の29」に、第156条では1人当たり均等割額につきまして、「2万8,600円」を「3万1,000円」に、第157条第1号では、1世帯当たり平等割額につきまして、「2万2,600円」を「2万5,000円」に、同条第2号では、特定世帯に係ります1世帯当たり平等割額につきまして、「1万1,300円」を「1万2,500円」にそれぞれ改めるものでございます。

続きまして、後期高齢者支援金分でございますが、第158条では、所得割額につきまして、

「100分の1.15」を「100分の1.45」に、第159条では、資産割額につきまして、「100分の5.55」を「100分の6.55」に、第159条の2では、1人当たり均等割額につきまして、「6,100円」を「7,200円」に、第159条の3の第1号では、1世帯当たり平等割額につきまして、「5,000円」を「5,800円」に、同条第2号では、特定世帯に係ります1世帯当たり平等割額につきまして、「2,500円」を「2,900円」にそれぞれ改めるものでございます。

続きまして、介護納付金分でございますが、第160条では、所得割額につきまして、「100分の1.15」を「100分の1.5」に、第161条では、資産割額につきまして、「100分の5」を「100分の8.4」に、第162条では、1人当たり均等割額につきまして、「9,000円」を「8,700円」に、第163条では、1世帯当たり平等割額につきまして、「6,000円」を「4,700円」にそれぞれ改めるものでございます。

それと、第175条でございますが、特定世帯の方など、収入の少ない方につきまして、保険税の減額に係ります規定を定めている条文でございます。

第1号につきましては7割軽減、第2号につきましては5割軽減、第3号につきましては2割軽減についてそれぞれ規定しているわけでございますが、先ほど説明させていただきました第154条から第163条までの改正に伴いまして、特定世帯の方などにつきましても、所要の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、第1号でございますが、条例につきましては、本年4月1日から施行させていただきたいと思っております。

第2号では、改正後の垂井町税賦課徴収条例の規定は、平成25年度以降の国民健康保険税から適用させていただきまして、平成24年度までの国民健康保険税につきましては、従前の税率に従って算定をさせていただくということで御理解、御審議賜りたいと存じます。

以上が、議第12号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正に係ります補足説明でございます。

続きまして、議第14号 垂井町一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正についてでございます。

今回改正をお願いいたしますのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正なされ、市町村が設置します一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を国が定める基準を参酌して条例で定めることとなりましたので、今回、垂井町一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正に係ります資格の基準でございますが、処理施設につきましては、今後も今まで同様の管理が必要でございますので、今までと同じく、国が定めました資格の基準を準用いたしまして、条例で定めることとするものでございます。

それでは、改正条文につきまして説明をさせていただきます。

新旧対照表でございますが、10ページをごらんになっていただきたいと思います。

第1条につきましては、文言ですけれども、「。以下「法」という。」文言を加えるもので

ございます。

続きまして、第6条でございますが、先ほど御説明をさせていただきました管理技術者の資格に係る基準でございます。国が定めております資格の基準11項目につきまして、第1号から第11号について加えるものでございます。

第7条は、委任に関する条項でございますが、第6条に技術者の資格を加えたことによりまして、第6条を第7条とするものでございます。

附則といたしまして、条例につきましては、本年4月1日から施行させていただくものでございます。

以上が、議第14号 垂井町一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正に係ります補足説明でございます。

続きまして、議第15号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

斎場につきましては、今年度、受付や会計室を設けたり、控室を拡張するなど、利用しやすい施設として改修をさせていただきました。この改修を機会に、さらに施設を効率的な利用形態に変更し、あわせて施設使用料を現実的でわかりやすい料金体系にするために、垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、改正条文について説明をさせていただきます。

新旧対照表でございますが、13ページをごらんになっていただきたいと思います。

初めに、第4条の第1項でございますが、式場の奥にあります今までの「遺体安置室」でございますが、「通夜室」と部屋名を変更するものでございます。

続きまして、第4条第2項の施設使用料でございますが、現在、告別式場及び和室につきましては、時間単位の使用料に冷暖房費を加算する方法でございますが、改正後は、使用料の単位を1日24時間を1回当たりといたしまして、冷暖房費を含む使用料とするものでございます。

改正後の具体的な内容は、町内居住者の場合でございますが、告別式場は、通夜から告別式の場合、1回5万円、告別式のみの方は2万5,000円とするもので、いずれも通夜室、控室の使用料は含むものでございます。通夜室、控室の使用料でございますが、告別式場を利用せずに通夜室と控室のみを利用する場合は、1回1万円とするものでございます。また、和室につきましては、3部屋で1回3万円とするもので、深夜の使用は認めないものとしております。

続きまして、第5条は、霊柩車の利用料でございますが、町内居住者の使用につきましては、1回につき「5,250円」を「5,000円」とするものでございます。

なお、第4条及び第5条の施設使用料と霊柩車の使用料でございますが、町外居住者の使用につきましては、町内居住者使用料の5倍とさせていただくものです。

附則といたしまして、第1号でございますが、条例につきましては、本年4月1日から施行させていただくものでございます。

第2号は、改正後の規定につきまして、この条例の施行の日以後に申請がなされた施設等の

使用料について適用させていただき、同日前に申請がなされた施設等の使用料については、従前の例に従って算定をさせていただくものでございます。

以上が、議第15号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正に係ります補足説明でございます。

続きまして、議第23号 垂井町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例及び垂井町国民健康保険高額医療費資金貸付条例の廃止についてでございます。

この2つの条例は、国民健康保険の高額療養費に該当します場合に、高額療養費の支給を受けるまでの間の療養に要する費用につきまして、窓口で高額な療養費を支払う能力や資金がない方に対しまして、町から資金を本人に貸し付ける制度と基金でございます。最近は、高額療養費に係ります制度の改正や充実に伴いまして新規貸し付けの実績がないことや、過去の貸付金の返還が完了して精算されていることなど、今後の利用も見込まれないと判断いたしましたので、今回、垂井町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例及び垂井町国民健康保険高額医療費資金貸付条例の廃止をお願いするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行させていただきたいと存じます。

また、廃止に伴います基金の2,000万円につきましては、国民健康保険特別会計に繰り入れて、国民健康保険基金に積み立てるものでございます。

以上が、議第23号に係ります補足説明でございます。

以上、住民課所管に係ります議第12号、議第14号、議第15号、議第23号についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため、審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第1号から議第26号までの各議案は、精読のため、審議を延期することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。再開は午後3時20分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時20分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

日程第6 議第37号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第8号）

議長（広瀬文典君） 日程第6、議第37号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第37号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第8号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1億3,716万3,000円を追加し、予算総額を87億8,796万5,000円とするものであります。

補正いたしますものは、民生費では、障害者福祉サービス費に係ります扶助費を、また国民健康保険特別会計と介護保険特別会計に対します繰出金を、さらに私立保育所運営費負担金の増額措置と、留守家庭児童教室に係ります報酬、賃金、使用料及び賃借料と保育園に係ります賃金、工事請負費の減額措置をいたしました。

衛生費では、斎場の修繕、クリーンセンターの光熱水費等の増額措置と合併処理浄化槽の補助金の確定に伴います減額措置をいたしました。

労働費では、雇用促進奨励事業補助金と勤労者離職支援金の増額措置を、勤労者融資預託金の減額措置をいたしました。

農林水産業費では、県営土地改良事業西濃用水（垂井第2期）の負担金と林道明神線開設に係ります工事請負費等の増額措置をいたしました。

商工費では、県振興補助金に採択されましたことに伴い、工事請負費の財源更正措置をいたしました。

土木費では、県工事負担金と朝倉運動公園に係ります光熱水費の増額措置を、また県振興補助金に採択されましたことに伴います委託料の財源更正措置をいたしました。

消防費では、県振興補助金に採択されたことに伴う工事請負費の財源更正措置を行いました。

教育費では、小学校費において特別支援教室開設に伴います管理備品購入費を、中学校費において、北中学校（技術科棟）の耐震補強・大規模改修に係ります委託料と工事請負費を、幼稚園費において、府中幼稚園（園舎）の耐震補強・大規模改修に係ります委託料と工事請負費の増額措置をいたしました。

また、社会教育費において、中央・各地区公民館及びタリイピアセンターに係る光熱水費の増額措置と文化財の発掘調査に係ります委託料の減額措置をいたしました。

公債費では、償還利子の減額措置をいたしました。

財源につきましては、地方特例交付金、地方交付税、国・県支出金、繰入金、繰越金及び町債により収支の均衡を図った次第であります。

繰越明許費につきましては、私立保育所緊急整備事業、森林居住環境整備事業、北中学校（技術科棟）耐震補強・大規模改修事業、府中幼稚園（園舎）耐震補強・大規模改修事業に係ります経費を平成25年度へ繰り越して実施することをお願いするものであります。

地方債の補正につきましては、臨時財政対策債、こども園施設整備事業の限度額の減額をお願いするものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） ただいま上程されました議第37号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第8号）についての補足説明をさせていただきます。

平成24年度垂井町一般会計補正予算（第8号）につきましては、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,716万3,000円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億8,796万5,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表の歳入歳出補正予算によるものでございます。このあたりにつきましては、お目通しをいただきたいと存じます。

それでは、細部につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細によりまして説明をさせていただきます。

歳出の12ページから説明させていただきますので、おめくりをいただきたいと存じます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費でございます。節28の繰出金でございますが、今回の補正額につきましては1,340万3,000円の補正をお願いするところでございますが、内容につきましては、保険基盤安定繰出金、これは保険税の軽減分に係ります措置でございます。これにつきましては、279万2,000円でございます。次に、財政安定化支援事業繰出金でございます。こちらにつきましては、1,061万1,000円、合計の1,340万3,000円の繰り出しに係る補正をお願いするところでございます。

次に、目10の介護福祉費でございます。節28、こちらも繰出金でございますが、449万7,000円でございます。介護保険特別会計の繰出金でございますが、こちらにつきましては、介護保険の各種サービス給付費の負担金に係ります町の負担分でございますが、サービスに係りますおおむね12.5%の分に相当する額でございますが、今回、449万7,000円の追加をお願いするところでございます。この経費につきましては、制度上、法律で負担率については確定されておるものでございます。

続きまして、目11の障害者福祉費でございます。節20の扶助費391万7,000円でございます。こちらも障害福祉サービス費の給付事業に要する負担金扶助費でございますが、こちらにつきましては、12月の定例会においても補正をお願いしたところでございますが、9月から11月までの実績のもとに年間の見込みを2億4,570万2,000円にさせていただいたところでございまして、既決額2億4,178万5,000円に対しまして、397万1,000円の補正をお願いするところでございます。

次に、同じく民生費、項2の児童福祉費、目2の児童福祉施設費でございます。節7の賃金でございますが、こちらは900万円の減額をお願いするところでございます。主な理由といた

しましては、当初予算の編成時におきましては、臨時職員の賃金につきましてはマックスを見込んでおられるわけでございます。しかしながら、臨時保育士さんが休暇等を取得される場合も多々ございます。そういったことで、その休暇取得等によりまして、900万円が不用額と見込まれるという形の中から減額に及んだものでございます。次に節15の工事請負費でございますが、こども園の建築関係等その他工事も含めまして確定してきておる部分がございます。今回、2,000万円の減額をお願いするところでございます。続きまして、節19の負担金補助及び交付金でございますが、私立保育所運営費負担金、こちらにつきましては、町内の民間施設ハチスチルドレンズセンターの運営費の負担金でございますが、1月、2月とそれぞれお一方ずつ入所の増加がございまして、それに伴います増額の補正をお願いするところでございます。79万6,000円でございます。

続きまして、目7の留守家庭児童教室費でございます。節1の報酬でございますが、こちらにつきましては、留守家庭児童教室指導員の報酬の関係でございます。指導員の方が年度途中、長期休暇、あるいは事情によりまして退職をされまして、補充はしておられるわけでございますが、そういった理由によりまして、見込み額を85万4,000円とさせていただきまして、既決額914万4,000円に対し、60万円の減額をするところでございます。次に、節7の賃金でございます。150万円の減額補正をお願いするわけでございますが、こちらにつきましても、大きくは臨時指導員の方でございます。当初はマックス見ておったわけでございますが、休暇等の取得によりまして150万円が不用の見込みとなりましたので、減額をさせていただくものでございます。次に、節14の使用料及び賃借料でございます。70万円の減額でございますが、自動車借上げ料でございます。70万円の減額を行うものでございます。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費、節11の需用費でございますが、修繕料でございます。見込み額といたしまして166万円、既決額56万円に対して110万円の補正をお願いするわけでございますが、内容につきましては、斎場の式場棟のトイレでございますが、今、男女ともに和式になっておりまして、洋式に変更させていただくと、それと、今、事務室のエアコンが故障しておりまして、その事務室のエアコンの取りかえ、改修に充てる経費でございます。次に、節19の負担金、補助及び交付金でございますが、合併処理浄化槽の設置整備費補助金でございます。見込み額1,965万6,000円に対し、既決額3,526万4,000円でございます。1,560万8,000円の減額をするところでございますが、内容につきましては、設置見込み数が減になったということでございます。当初、人槽は別といたしまして、76基を予定しておりましたところ、今年度の見込み基数につきましては50基となったためによるものでございます。

次に、款4衛生費、項2清掃費、目2のクリーンセンター費でございます。節11でございますが、燃料費につきましては78万2,000円の増額の補正を行うものでございますが、いわゆる燃料費でございます。あちらの燃料につきましては灯油を利用しておられるわけでございますが、当初単価95円で積算しておりましたが、現在97円65銭とちょっと値上げをされました。そういっ

たことで不足が見込まれるということで補正予算をお願いするものでございます。次に光熱水費でございますが、こちらにつきましても、電気料の値上げでございます。電気料といいましても、昨今、エネルギー調整費といいますが、いろんな調整率が出てまいりまして、それに伴いまして電気料が値上がりになったものでございます。見込み額を2,927万6,000円、既決額2,500万円に対しまして427万6,000円の補正額でございます。

続きまして、款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費、節19の負担金、補助及び交付金でございますが、こちらにつきましても、町勤労者離職者支援金でございます。幼児、児童または生徒を扶養する勤労者の方の失業によりまして、生活困窮を援助するための制度でございますが、こちらの見込み額といたしまして25万5,000円とさせていただきます。既決額21万6,000円に対し3万9,000円の増額をするものでございますが、現在、お二方からの申請があるものでございます。

次に、雇用促進奨励事業補助金でございますが、若年層、あるいは中高年層の雇用促進のための奨励金でございますが、今回、新たに40万円を追加させていただき補正でございます。次に、節24の投資及び出資金でございますが、こちらにつきましても、勤労者融資預託金でございます。それぞれ生活安定資金、住宅資金を目的として預託を行っておるわけでございますが、今年度の融資について該当者が今のところないといったことから、見込み額をゼロとさせていただきます。500万円を減額するものでございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目7農地費でございます。節19負担金、補助及び交付金2,925万円の増額の補正を行うものでございますが、こちらにつきましても、県営土地改良事業の負担金でございます。平尾でございます西濃用水のポンプ場の第2期工事につきまして、当初県の事業でございまして、25年度に計画をされておったところでございますが、県の事業につきましても、日本経済再生に向けましては、緊急経済対策の事業として前倒しで予算化されることになりまして、当町におきましても、この負担金について平成24年度予算として予算計上したものでございます。

次に、同じく款6農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費でございます。節13委託料260万円でございます。次に内訳でございますが、林道明神線現場管理業務委託料でございますが160万円、また林道明神線に係ります流木の伐採業務委託料100万円でございますが、それぞれ追加の補正をお願いするものでございます。また、節15の工事請負費につきましても、林道明神線の開設工事ということで、こちらも4,900万円の追加でございます。次に、節22補償、補填及び賠償金でございますが、こちらにつきましても、立木補償費ということで新たに120万円を追加をお願いするわけでございますが、こちらの事業もいずれも平成25年度の計画としておったところでございますが、こちらにつきましても、日本経済再生に向けた緊急経済対策事業として前倒しにして24年度予算として計上するものでございます。

次に、款7商工費、項1商工費、目3の観光費でございます。こちらにつきましても財源更正でございますが、菩提山城跡の整備事業に係ります県の振興補助金の受け入れによるもので

ございます。一般財源から県支出金のほうに30万円を改めるものでございます。

続きまして、款8土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費でございます。節19の負担金、補助及び交付金でございますが、県工事の負担金でございます。こちらにつきましても、特に今年度、急傾斜地崩壊対策事業、あるいは県道改良事業におきまして、県の工事の事業費が変更になった部分、町負担分の追加をお願いするものでございますが、県工事の負担金といたしまして、見込み額1,170万円、既決額1,010万円に対しまして160万円の増額の補正をお願いするところでございます。

次に、同じく項2の道路橋りょう費の中の目4の橋りょう維持費でございますが、こちらにつきましても、財源更正でございます。市之尾橋の耐震補強測量設計業務委託料に係ります振興補助金の受け入れによるものでございますが、一般財源120万円から県支出金のほうに120万円を改めるものであります。

続きまして、同じく款8土木費、項4都市計画費、目5の運動公園管理費でございますが、節11需用費93万円の補正をお願いするわけでございますが、こちらは光熱費関係でございます。先ほどクリーンセンターでも御説明いたしましたが、電気料金等の値上げによりまして不足が生じたため、補正するに至った経緯でございます。

続きまして、款9消防費、項1消防費、目4災害対策費でございます。こちらにつきましても財源更正でございますが、雨量情報確認システムの導入によります県の振興補助金の受け入れでございます。170万円を県の支出金として受け入れることから、一般財源から県支出金のほうに財源更正を行ったところでございます。

次に、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費でございます。節18の備品購入費でございますが、合原小学校特別支援学級管理備品でございますが、平成25年度から合原小学校に特別支援学級が開設される運びとなりまして、そちらの管理備品の購入のための経費でございますが、こちらにつきましては、新たに80万円を補正予算として計上したものでございます。

次に、同じく款10教育費、項3中学校費、目3の学校建設費でございます。節13の委託料でございますが150万円、北中学校（技術科棟）の耐震補強・大規模改修工事監理業務委託料並びに工事請負費でございますが5,194万5,000円、同じく北中学校（技術科棟）耐震補強・大規模改修工事の補正をお願いするものでございます。

次に、同じく教育費の項4の幼稚園費、目1の幼稚園費でございますが、節13委託料につきましても、府中幼稚園（園舎）の耐震補強・大規模改修工事監理業務委託料、こちらにつきましても、新たに100万円の補正をお願いするものでございます。次に、節15でございますが、工事請負費でございます。こちらにつきましても4,998万円でございますが府中幼稚園（園舎）耐震補強・大規模改修工事の補正を新たにお願するものでございますが、北中学校の関係、それから府中幼稚園の関係いずれにつきましても、平成25年度の事業として計画しておったところでございますが、こちらにつきましても、国の経済対策事業といたしまして、平成24年度に前倒して予算編成を行うものでございます。

続きまして、同じく教育費、項5 社会教育費、目3 公民館費でございます。11の需用費でございますが105万5,000円の増額の補正をお願いするわけでございますが、こちらにつきましても、電気料の値上げによりまして105万5,000円の不足が見込まれることとなったために補正をするものでございます。

次に、目4の文化財保護費でございます。節13の委託料でございますが、こちらにつきましては2,583万円の減額の補正でございます。当初宮処寺跡の発掘調査業務委託を予定しておいたわけでございますが、現場試掘調査の結果、こういった大規模の発掘調査が必要でなくなったと。といいますのは、県の教育委員会と十分協議した結果でございますが、そういったことで2,583万円の減額になったものでございます。

次に、目10のタルイピアセンター費でございます。節11需用費でございますが、光熱水費につきまして30万3,000円の増額の補正をお願いするわけでございますが、こちらにつきましても、電気料の値上げにより不足が見込まれることになったために増額の補正をお願いするところでございます。

次に、款12公債費、項1 公債費、目1 元金でございます。こちらにつきましては財源更正でございますが、後ほどまた歳入でも御説明いたしますが、減債基金の繰入金の減額に伴うものでございまして、財源更正を行ったところでございます。

次に、目2の利子でございます。節23の償還金、利子及び割引料でございますが、497万2,000円の減額をするものでございますが、これにつきましては、平成23年度の借り入れ分の利子373万9,000円の減額と、それから平成24年度に限度額として持っておりました借り入れの部分でございますが、そちらは借り入れの必要性がなくなったということから123万3,000円の減額、合わせて497万2,000円の減額措置を行うものでございます。

続きまして、歳入のほうの説明に入りたいと存じます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

款8 地方特例交付金、項1 地方特例交付金、目1 地方特例交付金でございます。節1 地方特例交付金でございますが、見込み額を1,583万8,000円といたしまして、既決額1,400万円に対しまして183万8,000円の増額の補正をお願いするものでございます。

次に、款9 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税、節1 地方交付税でございます。普通交付税につきまして、これは確定でございますが12億5,100万円でございます。既決額10億8,000万円に対し、1億7,100万円の増額の説明を行うものでございます。

次に、款13 国庫支出金、項1 国庫負担金、目2 民生費国庫負担金でございます。節1の児童福祉費国庫負担金でございますが、こちらにつきましては、私立保育所に係ります運営負担金等の国からの負担金でございます。見込み額2,207万7,000円、既決額2,155万7,000円に対し、52万円の増額の説明を行うものでございますが、こちらにつきましては、国の基準といたしまして、支弁額から徴収金を差し引きました額の、これは基準額というしておりますけど、その2分の1でございます。次に、節4の保険基盤安定国庫負担金でございますが、こちらにつき

ましては、国民健康保険に关します保険基盤安定国庫負担金でございますが、82万1,000円の減額でございます。次に、節9の障害者介護給付費等負担金でございます。190万6,000円の増額の補正でございますが、これにつきましては、障害者サービス費給付事業に要します費用に関する国からの負担金でございますが、見込み額を1億2,130万5,000円とさせていただきます、既決額1億1,939万9,000円でございます、190万6,000円、増額の補正をするものでございます。

続きまして、同じく款13の国庫支出金でございますが、項2の国庫補助金、目3の衛生費国庫補助金でございます。節1の衛生費国庫補助金、こちらにつきましては520万2,000円の減額を行うものでございますが、こちらの補助金につきましては、汚水処理施設整備交付金、いわゆる合併浄化槽の設置整備事業に关します国の補助でございますが、補助率につきましては、事業費の3分の1ということでございます。そういったことで、見込み額を655万2,000円といたしまして、既決額1,175万4,000円に対し、520万2,000円の減額の補正を行うものでございます。

続きまして、目9の教育費国庫補助金でございます。節3の学校建築国庫補助金でございますが、北中学校（技術科棟）耐震補強・大規模改修事業補助金に係ります補助金でございます。1,631万8,000円、並びに府中幼稚園（園舎）の補強・大規模改修事業に係ります補助金でございますが、3,079万6,000円の増額の補正、合わせまして4,711万4,000円の増額の補正を行うものでございます。

次に、同じく款13国庫支出金、項3の委託金、目9の教育費委託金でございますが、節1の文化財保護費委託金でございます。2,583万円の減額の補正となったわけでございますが、こちらにつきましては、記載のとおり、宮処寺跡の発掘調査の委託金でございます。国からの補助金でございましたが、発掘調査の必要性がなくなったために減額をするものでございます。

次に、款14県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金でございます。節2の児童福祉費県負担金、こちらにつきましても、私立保育所の運営負担金でございますが、見込み額を1,103万8,000円、既決額1,077万8,000円に對しまして、26万円の増額の補正をお願いするものでございます。次に、節6の保険基盤安定県負担金、こちらにつきましては、国民健康保険の基盤安定負担金でございます。保険税の軽減分に関する県からの財政支援ということでございますが、見込み額を4,982万5,000円に對し、既決額4,691万1,000円でございます。291万4,000円の増額の補正でございます。次に、節13の障害者自立支援給付費負担金95万3,000円の補正をお願いするところでございますが、こちらも障害者サービス給付事業に要する経費でございます、その給付費の見込み額を6,065万2,000円、既決額5,969万9,000円に對しまして、95万3,000円の補正をお願いするところでございます。

続きまして、同じく款14県支出金、項2県補助金でございますが、目1で総務費県補助金でございますが、節1総務費県補助金170万円の増額の補正を行うものでございますが、こちらにつきましては、雨量情報確認システムの導入事業の振興補助金でございます。

次に、目3の衛生費県補助金でございますが、節1衛生費県補助金、こちらにつきましても、学校浄化槽の設置整備補助事業に要する県の補助金でございますが、見込み額655万2,000円に対しまして、既決額が1,175万4,000円ございまして、520万2,000円の減額でございます。こちらにつきましても、国と補助率は同率の3分の1でございます。

続きまして、目5農林水産業費県補助金、節2の林業費県補助金3,395万円の増額でございますが、こちらにつきましては、森林居住環境整備事業補助金ということで、林道明神線の開設工事の補助金3,395万円でございますが、こちらにつきましても、通常計画されておいたのは25年度ございまして、そちらの予算につきまして24年度で編成するものでございまして、補助金としてこれを受け入れるものでございます。

次に、目6の商工費県補助金、節2の観光費県補助金でございます。30万円の新たな増額の補正でございますが、こちらにつきましても、観光施設整備事業費の振興補助金ということでございます。菩提山城跡の整備事業に關します県の振興補助金でございます。

次に、目7の土木費の県補助金でございます。節1の土木費県補助金120万円の新たな受け入れの増額でございます。市之尾橋耐震補強測量設計業務に關します振興補助金120万円でございます。

次に、款17項2の基金繰入金、目1の財政調整基金繰入金でございます。節1財政調整基金繰入金1億6,270万円の減額ございまして、こちらにつきましては、財政調整基金からの繰入金の見込みをゼロとしたものでございまして、そういったことから減額をするものでございます。

それから次の、目2の減債基金繰入金、節1減債基金繰入金でございますが、こちらにつきましても4,300万円の減額を行うものでございますが、いずれにいたしましても、歳入歳出の見込み等の財政状況によりまして減額の補正を行うものでございます。

次に、款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1の繰越金でございますが1億8,845万7,000円、前年度繰越金でございますが、補正をさせていただきますと、補正後の額につきましては7億4,378万2,000円、決算における実質収支としたものでございます。

次に、款20の町債、項1町債、目1総務債でございます。節1総務債、こちらにつきましては、臨時財政対策債の借り入れでございますが、見込み額4億8,280万円といたしたものでございまして、既決額5億3,000万円に対し、4,719万4,000円の減額をするものでございます。

次に、目2の民生費でございますが、節1の児童福祉施設費でございます。こちらにつきましても2,500万円の減額を行うものでございますが、垂井東こども園設置工事に係ります事業の關係でございますが、借り入れの見込みを1億円とさせていただきますと、既決額1億2,500万円に対し、2,500万円の減額といたすものでございます。

次に第2条でございますが、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越す繰越明許費でございますが、4ページをお開きいただきたいと存じます。繰越明許費の設定でございますが、款3民生費、項2の児童福祉費でございますが、こちらにつきましても

も、かねてから補足説明をさせていただいておりましたが、私立保育所の緊急整備事業でございます。こちらにつきましても3,137万4,000円を次年度へ繰り越しをさせていただきたく存じます。

次に、款6農林水産業費、項2林業費でございますが、森林居住環境整備事業といたしまして、平成25年度に予定しておりました林道明神線の開設工事関係でございますが、先ほど来御説明しておりますように、国の緊急経済対策事業といたしまして平成24年度で予算を編成いたしまして、平成25年度に繰り越しを前提として予算編成したものでございますが、5,280万円の繰越明許費の予算としたものでございます。

次に、款10教育費、項3中学校費でございますが、北中学校（技術科棟）の耐震補強・大規模改修事業でございます。こちらにつきましても5,344万5,000円、こちらにつきましても、国の緊急経済対策事業の一環として平成25年度で予定しておりましたが、平成24年度に予算編成して、25年度に繰越明許費として送るものでございます。

次に、項4の幼稚園費でございますが、府中幼稚園（園舎）耐震補強・大規模改修事業5,098万円でございます。こちらも、北中学校と同じように緊急経済対策事業として平成24年度に予算編成をいたしまして、平成25年度に繰越明許するものでございます。

次に第3条でございますけれども、地方債の変更でございます。第3表をごらんいただきたいと存じます。

今回の補正に伴いまして、臨時財政対策債でございますが、限度額5億3,000万円であったものを4億8,280万6,000円に、また、こども園施設整備事業に係ります起債の限度額1億2,500万円であったものを、限度額を1億円と改めるものでございます。なお、起債の方法、利率、償還方法等につきましては変更ございません。お目通しをいただきたいと存じます。

以上、平成24年度垂井町一般会計補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解賜りますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳理君） 私のほうからは、子育て支援という形で、児童福祉費、臨時さんの賃金、また留守家庭児童教室の指導員の報酬等、減額をされております。現実の問題として、保育園の保育士さんの現在人数と、臨時の部分についても実質的に足りているのかどうか、もしくは、正職員に係るところの負担が大きくなっていないかという点についてお尋ねをします。また同様に、留守家庭児童教室においても、今の指導員さんが途中でやめられたという話でしたけれども、そちらに係る人的な部分について十分に充足しているのかということについてお尋ねをさせていただきます。

ほかの方も見えますので、以上でお願いします。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） 藤墳議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

25年度の保育所入所予定児童予定数につきましては、予算資料の55ページのほうに掲げさせていただいております。それに対します人員につきましては、ゼロ歳児については3人に1人とか、1歳児については6人に1人、2歳児についても6人に1人、3歳児は20人に1人、4歳以上は30人に1人というような基準がありますので、それに従いまして、それぞれ正職、並びに臨時職員を配置させていただいております。

今回の賃金の減額補正につきましては、先ほど総務課長のほうから説明がありましたように、当初71人、フルタイムで臨時職員を最大時間で積算をさせていただきました。今年度につきましては、臨時職員69名ということで見込み額を出させていただきまして900万円の減額補正をさせていただいたということで、短時間、長時間、そういった保育士を随時募集をかけながら、保育に支障のないよう、今努めているところでございます。それぞれ短時間、長時間の仕事内容につきましても、当然園長を中心として保育士がそれぞれの研究会等を行いながら、支障がないよう進めておるところでございます。

また、留守家庭の報酬につきましては、御存じのとおり、現在6カ所で留守家庭教室を実施させていただいております。1教室につきまして指導員1名、臨時職員2名体制で行っておるところでございます。これにつきましても、6月、7月、8月で指導員が病欠で急遽休むということで、その場合、スポット的な職員を登録させていただいておりますので、その方を当て込んで支障のないように事業を行っておるところでございます。この減額につきましても、臨時職員のほうにつきましては12名、スポット対応として19名の方が登録しておりますので、下校時から18時までの間、預かりを支障なく実施していくという体制で今現在は行っておるところでございますので、よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） お疲れのところ済みませんが、今回、繰越明許4本あるんですね。先般、全員協議会の中でやるということは聞いておるんです。それで、繰越明許の中身をどこに補強するか、そういう図面というのは私はもらってないです。きょう初めてこうして金額5,280万円、5,300万円、5,000万円というような形で上がっておるんですが、きょうこうして議決してしまうと執行は簡単にできますよね。私は、こうして出される前に図面ぐらいは欲しいと思うの。ほかの議員さんはもらわれてみえればあれなんです、私は見てないもので、ちょっとお尋ねをしておきます。

それと、歳入で交付税ですけど、今回1億7,000万円ふえたわけですね。ふえるということはいいいんですが、当初予算のときに10億5,000万円ということになっておったんですが、これは途中で算定基準かなんか変わったのか、その辺ちょっとお尋ねしておきます。ちょうど15%ほどふえておるんですね今回、補正で。それだけ、ちょっとお尋ねしておきます。

明許の関係は、皆さんが見てみえればあれなんですけど、私は見ておりませんもんで。

〔発言する者あり〕

今、町長が枠をもらうだけだということを書いてみえるんですが、それなら、16ページの教育費の中学校費で、今度、北中学校の大規模改修工事5,194万5,000円、そこまで出ておるんですね。私は、ある程度これは設計して、きちっとそれが出ておるのかなと、このように思うんです。

それと、もう1つ聞いておきますが、府中幼稚園の園舎耐震補強工事ですが、これは幼保一元化に対して北部で岩手と府中が一緒というようなことを聞いておったんですね。今回こうして補強されるということは、ここでやられるんか、いずれにしたって数年後に同じような事業、一緒か別かという形になるかと思うんですが、この辺の関係をちょっとお尋ねしておきます。  
議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 丹羽議員の御質問の中の地方交付税1億7,100万円増額の理由ということでございますが、これにつきましては、議員も御存じのように、交付税法に基づきまして、ある一定の基準でもってそれぞれ市町村に割り当ててくるものでございまして、こちらにつきましては、基準財政需要額と基準財政収入額をもとに算出されて計算されてくるものでございまして、細かな計算式と言われますと、なかなか分析するのが難しいわけございまして、国のほうから一定の基準でもって算出されてきましたものを確定額として計上させていただきます。12億5,100万円といたしたものでございますので、このあたりについてはそういった経緯があるということで御理解をいただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） 丹羽議員の中学校費並びに幼稚園に係ります、今回繰越明許を行っております北中学校（技術科棟）耐震補強・大規模改修工事並びに府中幼稚園（園舎）耐震補強・大規模改修工事でございますけれども、補足説明にもありましたように、この事業につきましては、平成25年度の事業で予定しておりましたものを平成24年度に前倒しして繰越明許で行うということで国のほうにも申請をし、内定が来ておるところでございます。

この事業費の算定に当たりまして、実施設計等を行っております、その額によりまして、今回補正予算に計上させていただいております。また、図面等はどちらにも出しておりません。今後、きちっとしたところで図面等を出して、さらに説明をと思っておりますのでございますので、大変申しわけございませんが、図面等は出しておりません。

あと、府中幼稚園の幼保一元化等の関係でございますけれども、耐震化率におきまして、府中幼稚園につきましては、I s 値が0.296ということで大変低い数値で、今、府中幼稚園で保育を行っているということでございます。今、国のほうでこの幼稚園の耐震補強につきましても補助がついておるといことで、この時期に耐震化を行っておくというのがベターじゃないということで国のほうにも申請し、認められておるところでございます。今後、この園舎をどのように活用するかということで、耐震化率だけは前もってやっていく必要があるということで行うものでございますので、何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

議長（広瀬文典君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 丹羽議員の御質問の中で、繰越明許に係ります農林水産業費の森林居住環境整備事業の関係の図面でございますけれども、白黒でございましたけれども、いわゆる法線の図面しか御提示はさせていただかないわけでございます。実際、工事を始めるに当たりましては、またより詳しい図面等も提示しながら進めさせていただきたいと。今回は、トータル枠組みということでよろしく御理解をいただきたいと思ひます。

それからもう1点、府中幼稚園の改修に係ります部分でございますけれども、幼保一元化推進計画の第2次案でお示しをさせていただいているところなんですけれども、東こども園、その次に垂井こども園、その次は北部、南部というような計画になっておったかと思うんですけれども、具体的に、じゃあ北部に関して、府中幼稚園を基点にしてというような考え方ではございませんで、まず園児の安心・安全をいかに確保するかということは、幼保一元化特別委員会でも御指摘があったところでございます。したがって、平成25年度の予算におきましても、府中保育園の耐震補強計画等も計上させていただいておるところなんですけれども、府中幼稚園につきましては、今回、平成25年度で予定しておりましたけれども、前倒しでというような国の経済活性化事業にのっとりまして、24年度の補正をお願いしているところでございますし、そういった形で、最終的にはこの施設、幼保一元化、北部地域で事業化されるに当たりましても、何らかの形で利活用をしていくというような方向性を持っておる、現状ではそういう考え方でおりますので、ここに資金を投入して改修していくというような運びになったところでございます。よろしく御理解をいただきたいと思ひます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第37号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第8号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りをいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間はあらかじめ延長することに決定しました。

日程第7 議第38号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（広瀬文典君） 続きまして、日程第7、議第38号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第38号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ3,341万8,000円を追加し、予算総額を31億4,594万3,000円とするものです。

補正いたしますものは、積立金では、国民健康保険高額医療費資金貸付基金を廃止し、原資を国民健康保険基金に積み立てることに要する経費を、予備費では、一般会計繰入金増額に見合います経費の増額措置を行いました。

財源につきましては、廃止しますさきの基金の繰り入れと基金の利子等、さらに一般会計より繰り入れます保険基盤安定及び財政安定化支援事業の繰入金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） 私のほうからは、住民課所管に係ります議第38号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

第1条でございますが、歳入歳出の総額に3,341万8,000円の追加をいたしまして、歳入歳出

予算総額をそれぞれ31億4,594万3,000円とするものでございます。

それでは、細部につきまして、歳入から御説明をさせていただきます。

5ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、款8財産収入、項1財産運用収入、目1節1が利子及び配当金でございますが、1万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、12月に取り崩しました国民健康保険基金の利子分1万円と、今回廃止をお願いいたします国民健康保険高額医療費資金貸付基金の廃止に伴います利子分の5,000円でございます。

続きまして、款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、1,340万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。内訳といたしまして、節1の保険基盤安定繰入金279万2,000円でございますが、保険税の軽減分を補填するための制度でございます。保険者への支援分としまして、国及び県からの負担金を一般会計で受け入れ、それに垂井町分の負担金を合わせまして、一般会計から当会計に繰り入れるものでございます。次に、節4の財政安定化支援事業繰入金1,061万1,000円でございますが、国民健康保険制度の運営におきまして、財政安定化のために県のほうから提示のあった額を一般会計から当会計に繰り入れるものでございます。

続きまして、款9繰入金、項2基金繰入金、目2節1が国民健康保険高額医療費資金貸付基金繰入金でございますが、2,000万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、今回廃止をお願いいたします国民健康保険高額医療費資金貸付基金の2,000万円でございます。これが廃止に伴いまして、当会計に繰り入れるものでございます。

以上が歳入でございますが、合計3,341万8,000円でございます。

続きまして歳出でございますが、6ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費でございますが、補正額はゼロでございます。財源更正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、歳入の財産収入に計上いたしました国民健康保険高額医療費資金貸付基金の廃止に伴います利子分の5,000円でございますが、財源を財産収入に改めるものでございます。

続きまして、款9項1目1が基金積立金、節25の積立金でございますが、2,001万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、歳入の繰入金に計上いたしました国民健康保険高額医療費資金貸付基金繰入金の2,000万円と歳入の財産収入に計上いたしました国民健康保険基金の利子分の1万5,000円につきまして、国民健康保険基金に積み立てるものでございます。

続きまして、款2項1目1節29の予備費でございますが、1,340万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、一般会計からの繰入金分でございますが、保険給付費等が不足した場合に充当するためということをお願いをしたいと思います。以上が歳出でございますが、合計は歳入と同額の3,341万8,000円でございます。

以上が歳出でございますが、合計は歳入と同額の3,341万8,000円でございます。

以上、私からの補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

ます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第38号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第39号 平成24年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

議長（広瀬文典君） 日程第8、議第39号 平成24年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第39号 平成24年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ597万5,000円を追加し、予算総額を5,397万5,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費の積立金と予備費の増額措置をいたしました。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

上下水道課長（高木一幸君） ただいま上程されました議第39号 平成24年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、平成24年度におきまして剰余金が生じますので、基金に積み立てをお願いするものでございます。

表紙でございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ597万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,397万5,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。

6ページでございます。

款1総務費、項1総務管理費、目2財産管理費でございます。節25の積立金、既決額4万6,000円に500万円を増額いたしまして、簡易水道設備基金積立金を504万6,000円とするものです。

次に、款4予備費、項1予備費、目1予備費でございますが、歳入歳出の均衡を図るために、既決額に97万5,000円を増額をお願いし、339万7,000円とするものでございます。

次に、歳入で5ページでございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金ですが、既決額500万円の597万5,000円を増額いたしまして1,097万5,000円とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第39号 平成24年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第40号 平成24年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（広瀬文典君） 日程第9、議第40号 平成24年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第40号 平成24年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ670万円を減額し、予算総額を6億4,930万円とするものであります。

補正いたしますものは、委託料で入札差金等の減額措置をいたしました。

財源につきましては、受益者負担金、国庫支出金及び町債により収支の均衡を図った次第であります。

地方債補正につきましては、地方債の限度額の減額をお願いするものであります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

上下水道課長（高木一幸君） それでは、ただいま上程されました議第40号 平成24年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、今後の管網整備を進めるための宮代地区及び東地区での詳細設計等の事業費の確定によりまして減額を行い、また財源につきましては、国庫補助金の交付決定による減額と起債対象事業費の確定による地方債の減額、あわせて受益者負担金の増額をお願いするものでございます。

それでは表紙でございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ670万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,930万円とするものです。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

7ページでございます。

款1 公共下水道費、項1 公共下水道費、目1 下水道建設費でございます。節13の委託料でございますが、670万円の減額を計上させていただきました。これは、幹線管渠積算業務、下水管渠設計業務、下水管渠測量業務、土質調査業務に係ります事業費が入札差金等によりまして減額になったことによるものでございます。

次に、款3 公債費、項1 公債費、目2 利子でございますが、財源更正でございます。

続きまして歳入でございますが、6ページでございます。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 下水道事業負担金、節1の現年度分の公共下水道事業受益者負担金で51万7,000円の増額をお願いするものです。

続きまして、款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 下水道費国庫補助金でございます。節1の下水道費補助金で、国庫補助金の交付決定によりまして81万7,000円の減額を行うもので

ございます。

続きまして、款9町債、項1町債、目1下水道債でございます。節1の下水道事業債を起債対象事業費の確定によりまして640万円の減額を行うものでございます。

続きまして、表紙にお戻り願います。

第2条で地方債について定めておりますが、地方債の補正といたしまして、3ページをござらんください。第2表で、地方債の限度額を当初7,040万円とさせていただいておりましたが、事業の確定によりまして、限度額を6,400万円と変更させていただくものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、従前と変わっておりません。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第40号 平成24年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第41号 平成24年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（広瀬文典君） 日程第10、議第41号 平成24年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第41号 平成24年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ3,600万円を増額し、予算総額を17億3,503万3,000円とするものであります。

補正いたしますものは、保険給付費におきまして介護サービス等諸費などの増額措置と介護

予防サービス等諸費などの減額措置、財源更正措置をいたしました。

財源につきましては、国・県支出金、社会保険診療報酬支払基金交付金、一般会計繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） ただいま上程されました議第41号 平成24年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）について補足説明をさせていただきます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,600万円を追加いたしまして17億3,503万3,000円とするものでございます。

それでは、細部につきまして説明をさせていただきます。

歳出から説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目2 地域密着型介護サービス給付費、節19 負担金、補助及び交付金300万円の補正をお願いするものでございます。町内3カ所の認知症対応型共同生活介護に係ります給付費について、ことし12月までの給付額の実績を踏まえまして、今年度の見込み額を1億6,300万円とし、既決額1億6,000万円に対して300万円の増額補正をお願いするものでございます。

目3 施設介護サービス給付費、節19 負担金、補助及び交付金3,500万円の補正をお願いするものでございます。介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の施設介護サービスに係ります給付につき、ことし12月までの給付額の実績を踏まえまして、今年度見込み額6億7,400万円とし、既決額6億3,900万円に対しまして、3,500万円の増額補正をお願いするものでございます。

目5 居宅介護住宅改修費、節19 負担金、補助及び交付金100万円の補正をお願いするものでございます。要介護認定者による手すりや段差解消など、住宅改修用の給付費につき、ことし12月までの実績を踏まえて、今年度見込み額800万円とし、既決額700万円に対しまして100万円の増額をお願いするものでございます。

目6 居宅介護サービス計画給付費、節19 負担金、補助及び交付金200万円の補正でございます。これは、介護支援員が策定をいたしますケアプランの作成に係る給付費でございます。これにつきましても、12月までの実績を踏まえまして、今年度見込み額6,700万円とし、既決額6,500万円に対して200万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款2 保険給付費、項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス給付費、節19 負担金、補助及び交付金700万円の減額でございます。これは、要支援の方が住みなれた地域で自立した生活を続けていけるよう居宅を訪問してもらう訪問系サービスと、施設に通う通所系サービスに係る給付費につきまして、ことし12月までの実績により、今年度見込み額

3,300万円とし、既決額4,000万円に対しまして700万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、8ページでございます。

目3 介護予防住宅改修費、節19負担金、補助及び交付金200万円の減額でございます。要支援の方の住宅改修費につきましては、実績により今年度見込み額250万円とし、既決額450万円に対し200万円の減額でございます。

目4 介護予防サービス計画費につきましては、1,000円の一般会計への財源更正でございます。

次に、目5 地域密着型介護予防サービス給付費、節19負担金、補助及び交付金500万円の減額でございます。認知症対応型介護予防サービスに係る給付費につきまして、ことし12月までの利用がなかったため、500万円の減額補正をするものでございます。

次に、款2 保険給付費、項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス費、節19負担金、補助及び交付金300万円の増額でございます。これは、同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が高額になった場合、上限額を超えたときは、超えた分を給付するものでございますが、ことし12月までの実績を踏まえまして、今年度見込み額2,500万円とし、既決額2,200万円に対し300万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款2 保険給付費、項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費、節19負担金、補助及び交付金でございます。600万円の増額をお願いするものでございます。所得の低い要介護者が施設サービスなどを利用した場合にかかる食費、住居費の負担を軽くするため、限度額を超えた分について支給するものでございます。これにつきましても、12月までの実績を踏まえまして、今年度見込み額6,600万円とし、既決額6,000万円に対し600万円の増額をお願いするものでございます。

款2 保険給付費、項6 高額医療合算介護サービス費等、目1 高額医療合算介護サービス費は1,000円の財源更正を行うものでございます。

次に、5ページの歳入でございます。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金、節1 現年度分515万円は、先ほど歳出で説明をいたしました介護予防給付費に係る公費負担分として国が負担する20%分と施設給付費15%分を受け入れるものでございます。

款4 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 調整交付金、節1 現年度分140万4,000円は、介護予防給付費の公費負担分のうち、市町の保険料基準額の格差調整をするために交付されるものでございます。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金、節1 現年度分1,044万円は、第2被保険者の保険料に当たる部分で、社会保険診療報酬支払基金から介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金として交付されるものでございます。

次に、款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金、節1 現年度分654万7,000円は、

介護予防給付費の公費負担分のうち、県が負担する居宅給付費の12.5%と施設給付費17.5%を受け入れるものでございます。

次に、6ページでございます。

款9繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金、節1現年度分449万7,000円は、介護予防給付費の公費負担分のうち、町の負担する12.5%を繰り入れるものでございます。

款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金でございます。796万2,000円は、前年度繰越金にて収支の均衡を図ったものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第41号 平成24年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（広瀬文典君） 日程第11、議第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員 大竹壽生氏の任期が3月21日をもって満了することに伴い、後任に、桑原良樹氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） ただいま選任同意の説明を受けたわけでございますが、評価審査特別委員会の委員さんが3月21日で満了ということですが、このように、人事はいつも議会の最終日に提案されておったんですね。これは急な、今議会は22日でちょっと間に合わんのですが、今提案されるというより、12月末になぜ提案されなかったのか、ちょっとその辺をお尋ねしておきます。

この後については、人権擁護委員さんの選任が追加提案されると思うんです、今議会で。この選任の同意だけ今出されたということがちょっと私もわからんもんで。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 丹羽議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

従前であれば最終日ということでございますけれども、今回、21日が最終日ということで、任期がちょうど重なって1日ずれるという形になりますので、今回こういった形をとらせていただきました。12月にということもございますけれども、3月の議会日程がまだ決まらない状況でございましたし、人選等も進めておる状況でございましたけれども、知事選とか、いろいろございまして、そういった諸般のいろんな状況によりまして3月までずれ込んでしまったというのが現状でございます。なるべく早く御提示をしていきたいというふうには思っておりますけれども、今回はこういったぎりぎりの形になったことをお許しをいただきたいというふうに思います。

なお、人権擁護委員につきましては、最終日にまた提案させていただきますので、よろしく御判断をいただきたいというふうに思います。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後 4 時55分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

会議録署名議員 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 小 林 敏 美

